

昭和五十八年運輸省令第三十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため海洋汚染防止設備等検査規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第一章の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等（第一条の二―第一条の二の十八）
- 第一章の三 窒素酸化物の放出量に係る放出基準、放出量確認及び原動機取扱手引書の承認（第一条の二の十九―第一条の十一）
- 第一章の四 国際大気汚染防止原動機証書（第一条の十二―第一条の十六）
- 第一章の五 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七―第一条の十九）
- 第一章の六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認（第一条の二十一―第一条の二十七の二）
- 第一章の七 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第一条の二十八―第一条の三十三）
- 第二章 検査
 - 第一節 通則（第二条―第四条）
 - 第二節 検査の申請手続（第五条・第六条）
 - 第三節 検査の準備（第七条―第十二条）
 - 第四節 検査の執行（第十三条―第十七条）
- 第三章 海洋汚染等防止証書等（第十八条―第三十四条）
- 第四章 削除
- 第五章 雑則（第四十三条―第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一章の二 有害水バラスト処理設備の型式指定等

（設備確認の申請）

第一条の二 法第十七条の二第二項第一号の確認（同条第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。以下「設備確認」という。）の申請は、設備確認申請書を国土交通大臣に提出して行わなければならない。

2 前項の設備確認申請書は、第一号様式によるものとする。

3 設備確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に関する説明書
- 二 当該有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合していることを説明する書類

4 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか設備確認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（設備確認試験）

第一条の二の二 設備確認の申請をした者は、当該有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う設備確認試験を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第三項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、前項の設備確認試験の全部又は一部を免除することができる。

（設備確認書の交付）

第一条の二の三 国土交通大臣は、設備確認をしたときは、設備確認書を交付する。

2 前項の設備確認書は、第一号の二様式によるものとする。

（有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難な事由）

第一条の二の四 法第十七条の二第二項第二号の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備が設置された船舶から当該有害水バラスト処理設備を取り外して型式指定（法第十七条の七第一項の規定による型式についての指定をいう。以下同じ。）を受けることが困難なとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、有害水バラスト処理設備が船舶に設置される前に有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難であると国土交通大臣が認めたとき。

（設備確認の準用）

第一条の二の五 第一条の二から第一条の二の三までの規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第一号の確認（法第十七条の六において準用する法第十七条の二第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。）について、前条の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第二号の国土交通省令で定める困難な事由について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舶類」と読み替えるものとする。

（型式指定）

第一条の二の六 型式指定は、有害水バラスト処理設備の型式ごとに行う。

（有害水バラスト処理設備製造者等）

第一条の二の七 法第十七条の七第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備であつて船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。次号、第二条第四項、第五項及び第七項、第三条第一項、第六条第一項第二号及び第二項第一号、第十四条第二項、第十五条第三項第三号、第十六条第二号及び第三号、第二十一条第一項第一号、第二十四条第二項、第二十七条第二項第一号、第二十九条第二項の表第二号及び第四号（同号下欄口を除く。）、第三十一条第一号、第二号及び第五号、第三十四条第一項、第四十四条第一項第二号並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項において同じ。）に設置される前のものを輸入する者
- 二 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けていない有害水バラスト処理設備が設置された船舶を輸入する者
- 三 有害水バラスト処理設備を製造することを業とする者以外の者であつて有害水バラスト処理設備を製造又は改造するもの

(型式指定の申請)

第一条の二の八 型式指定を受けようとする者は、型式指定申請書（第一号の二の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 型式指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該型式の有害水バラスト処理設備の製造仕様書、その構造を示す図面並びに性能等及び使用方法に関する説明書
- 二 当該型式の有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合していることを説明する書類
- 三 当該型式の有害水バラスト処理設備が均一性を有するものであるかどうかを確認するために行う検査（以下「均一性確認検査」という。）に係る業務組織及び均一性確認検査の実施要領を記載した書類

3 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか型式指定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

(型式指定試験)

第一条の二の九 型式指定の申請をした者は、当該有害水バラスト処理設備の型式が有害水バラスト処理設備技術基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式指定試験を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、前項の型式指定試験の全部又は一部を免除することができる。

(均一性確認検査の記録の保存)

第一条の二の十 型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備が指定を受けた型式としての性能等を有するようにしなければならない。この場合において、当該型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備に係る均一性確認検査の結果を検査の日から五年間保存しなければならない。

(型式指定書の交付)

第一条の二の十一 国土交通大臣は、型式指定をしたときは、型式指定書（第一号の二の三様式）を交付する。

(型式の変更の承認)

第一条の二の十二 型式指定を受けた者は、当該型式指定有害水バラスト処理設備の型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更をしようとするときは、変更承認申請書（第一号の二の四様式）を国土交通大臣に提出し、その承認（以下「変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、当該変更が有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に大きな影響を及ぼすものであると国土交通大臣が認める場合にあっては、国土交通大臣の指示するところによるものとする。

2 変更承認申請書には、第一条の二の八第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか変更承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

4 変更承認を受けようとする者は、当該変更をしようとする事項について、第一条の二の九第一項に規定する型式指定試験に相当する試験（次項において「相当試験」という。）を受けなければならない。

5 国土交通大臣は、第二項に掲げる書類（第一条の二の八第二項第二号に係るものに限る。）の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、相当試験の全部又は一部を免除することができる。

(型式の変更等の届出)

第一条の二の十三 型式指定を受けた者（第三号に掲げる場合にあっては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあっては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第五号までに掲げる場合にあってはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式指定有害水バラスト処理設備の型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二 当該型式指定を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があつたとき。

三 当該型式指定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

四 当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造、輸入若しくは改造又は当該型式指定有害水バラスト処理設備が設置された船舶の輸入（以下「製造等」という。）に係る事業を廃止したとき。

五 均一性確認検査に係る業務組織又は均一性確認検査の実施要領を変更したとき。

(型式指定の失効及び取消し)

第一条の二の十四 型式指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、型式指定は、その効力を失う。ただし、効力を失う日までに製造等が行われた当該型式指定有害水バラスト処理設備については、この限りでない。

一 死亡し、又は解散したとき。

二 当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造等に係る事業を廃止したとき。

三 型式指定を辞退したとき。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その型式指定を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。この場合において、第四号に掲げる場合にあっては取消しの日までに、第五号に掲げる場合にあっては国土交通大臣が定める期間に製造等が行われた当該型式指定有害水バラスト処理設備については取消しの効力は及ばないものとする。

一 当該型式指定有害水バラスト処理設備が、有害水バラスト処理設備技術基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

二 当該型式指定有害水バラスト処理設備が均一性を有するものでなくなつたと認められるとき。

三 型式指定を受けた者が第一条の二の十二第一項又は前条の規定に違反したとき。

四 型式指定を受けた者が、当該型式指定有害水バラスト処理設備を引き続き相当期間製造等しないとき。

五 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

(公示)

第一条の二の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を公示するものとする。

一 型式指定をしたとき。

二 変更承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により型式指定がその効力を失つたとき。

四 前条第二項の規定により型式指定を取り消し、又はその他の必要な処分をしたとき。

(有害水バラスト処理設備証明書の交付)

第一条の二の十六 型式指定を受けた者は、当該型式に係る有害水バラスト処理設備証明書を交付する場合には、当該型式指定有害水バラスト処理設備の購入者又は譲受者に交付するものとする。

(有害水バラスト処理設備証明書の様式)

第一条の二の十七 型式指定を受けた者が交付する有害水バラスト処理設備証明書は、第一号の二の五様式によるものとする。

(經由機関)

第一条の二の十八 第一条の二、第一条の二の八、第一条の二の十二及び第一条の二の十三の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する有害水バラスト処理設備製造者等の事務所又は事業所の所在地（以下この条において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。）を管轄する地方運輸局長（当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外にある場合にあっては、関東運輸局長）を經由して行うものとする。

第一章の三 窒素酸化物の放出量に係る放出基準、放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

(令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶)

第一条の二の十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて令第十一条の七の表第一号イ下欄、ハ下欄又はホ下欄に規定する放出基準に適合する原動機（第三号において「特定基準適合原動機」という。）を設置することが困難であると地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあっては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。以下第四十四条までにおいて同じ。）、船舶又は物件が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。以下この条から第四十四条までにおいて同じ。）が認めるもの
- 二 スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて、船舶の長さが二十四メートル未満のもの
- 三 船舶の主たる推進力を得るために設置される原動機の定格出力の合計が七百五十キロワット未満の船舶であつて、特定基準適合原動機を設置することが当該船舶の構造上困難であると地方運輸局長が認めるもの
- 四 令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる海域に隣接する造船所その他これに類する場所（以下この号において「造船所等」という。）において、新たに建造された船舶又は改造し、修理し、若しくは整備する船舶のうち、当該海域に入域し、若しくは当該海域から出域する船舶又は当該海域において試運転を行う船舶であつて、当該海域を航行する間、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 途中において寄港することなく、通常必要な航行を行うこと。
 - ロ 貨物の船積み又は陸揚げを行わないこと。
 - ハ 当該造船所等の所在する国の政府が航路を定めている場合にあっては、当該航路をこれに沿って航行すること。

(原動機の種類及び出力の基準)

第一条の二の二十 法第十九条の四第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 原動機の種類 ディーゼル機関以外のものであること。
- 二 原動機の出力 定格出力が百三十キロワット以下のものであること。

(原動機製作者等)

第一条の三 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機であつて船舶に設置される前のものを輸入する者
- 二 国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機が設置された船舶を輸入する者
- 三 原動機を製作することを業とする者以外の者であつて原動機を製作又は改造するもの

(放出量確認を受けることが困難な事由)

第一条の四 法第十九条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める困難な事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けていない原動機が設置された船舶から当該原動機を取り外して放出量確認を実施することが困難なとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量確認を受けることが困難であると地方運輸局長が認めたとき。

(窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等)

第一条の五 法第十九条の四第一項第二号の承認を受けて、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において原動機を使用しようとする者は、当該原動機ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 前項の承認申請書は、第一号の三様式によるものとする。
- 3 地方運輸局長は、承認のため必要があると認める場合は、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(承認証の交付)

第一条の五の二 地方運輸局長は、法第十九条の四第一項第二号の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

- 2 前項の承認証は、第一号の三の二様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第一条の五の三 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る原動機を設置する船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

(承認証の再交付)

第一条の五の四 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

- 2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の三の三様式によるものとする。
- 3 第一項の承認証再交付申請書には、第一条の五の二第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。
- 4 第一条の五の二第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第一条の五の五 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあっては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

- 一 承認を受けた原動機の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。
- 二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

(特別の用途)

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

(設置前の原動機の改造)

第一条の六 法第十九条の四第三項の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

- 一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造
- 二 前号に掲げるもののほか、法第十九条の三の放出基準に適合しないおそれのある改造

(設置後の原動機の改造)

第一条の七 法第十九条の七第三項の国土交通省令で定める改造は、前条各号に掲げる改造とする。

(窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための原動機の使用に係る承認の申請等)

第一条の七の二 第一条の五から第一条の五の五までの規定は、法第十九条の九第一項第三号の承認について準用する。この場合において、第一号様式中「第1条の5第1項」とあるのは「第1条の7の2において準用する第1条の5第1項」と、「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と、第一号の二様式中「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と、「第1条の5の2第1項」とあるのは「第1条の7の2において準用する第1条の5の2第1項」と、第一号の二の二様式中「第1条の5の4第1項」とあるのは「第1条の7の2において準用する第1条の5の4第1項」と、「原動機の製造番号」とあるのは「原動機取扱手引書の文書番号」と読み替えるものとする。

(放出量確認等の引継ぎ又は委嘱)

第一条の八 放出量確認（法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条から第一条の十一まで及び第四十五条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認（以下「放出量確認等」という。）を申請した者は、申請に係る原動機及び原動機取扱手引書（以下「原動機等」という。）が当該放出量確認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該放出量確認等を申請した地方運輸局長に放出量確認等引継申請書（第一号の三の四様式）を提出して、当該原動機等の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への放出量確認等の引継ぎを受けることができる。

2 放出量確認等の申請を受けた地方運輸局長は、当該申請を受けた原動機が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があると認めるときは、その放出量確認を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

(放出量確認等の申請)

第一条の九 放出量確認等を受けようとする者は、放出量確認等申請書（第一号の三の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

(添付書類)

第一条の十 放出量確認等申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 原動機の製造仕様書
- 二 原動機の構造及び配置を示す図面
- 三 原動機の使用材料を示す書類

2 地方運輸局長は、放出量確認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる書類のほか必要な書類の添付を求め、又は同項各号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

(放出量確認等の準備)

第一条の十一 放出量確認等を受けようとする者は、次に掲げる準備をするものとする。

- 一 原動機を運転できるようにすること。
- 二 原動機からの窒素酸化物の放出量を測定できるようにすること。
- 三 原動機の内部を確認できるように開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

2 地方運輸局長は、放出量確認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる準備のほか必要な準備を求め、又は同項各号に掲げる準備の一部についてその省略を認めることができる。

第一章の四 国際大気汚染防止原動機証書

(国際大気汚染防止原動機証書)

第一条の十二 法第十九条の六の規定により交付する国際大気汚染防止原動機証書は、第一号の三の六様式によるものとする。

(国際大気汚染防止原動機証書の再交付)

第一条の十三 原動機製作者等又は船舶所有者は、国際大気汚染防止原動機証書を滅失し、又はき損した場合は、国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書（第一号の四様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書には、国際大気汚染防止原動機証書（き損した場合に限る。）及び原動機取扱手引書を添付しなければならない。

3 国際大気汚染防止原動機証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した国際大気汚染防止原動機証書は、その効力を失うものとする。

(国際大気汚染防止原動機証書の書換え)

第一条の十四 原動機製作者等又は船舶所有者は、国際大気汚染防止原動機証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、国際大気汚染防止原動機証書書換申請書（第一号の五様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 国際大気汚染防止原動機証書書換申請書には、国際大気汚染防止原動機証書及び原動機取扱手引書を添付しなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書の返納)

第一条の十五 原動機製作者等又は船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際大気汚染防止原動機証書（第三号の場合にあつては、発見した国際大気汚染防止原動機証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

- 一 原動機が滅失し、又は解体されたとき。
- 二 原動機が法第十九条の四第一項第一号及び第三号に該当する原動機となつたとき。
- 三 国際大気汚染防止原動機証書を滅失したことにより国際大気汚染防止原動機証書の再交付を受けた後、その滅失した国際大気汚染防止原動機証書を発見したとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、原動機が国際大気汚染防止原動機証書を受有することを要しなくなつたとき。

(第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に対する証書の交付)

第一条の十六 法第十九条の十八の規定により交付する第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に係る国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書は、当該第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第一条の十二に規定する国際大気汚染防止原動機証書とする。

2 第一条の九及び第一条の十一の規定は、法第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認及び原動機取扱手引書の承認に相当する承認(次項において「相当放出量確認等」という。)について準用する。

3 地方運輸局長は、相当放出量確認等を行う場合において、当該相当放出量確認等に必要な書類の提出を求めることができる。

第一章の五 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務等の実施等

(機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における規定の適用)

第一条の十七 法第十九条の十第一項の規定により機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における第一条の四、第一条の九、第一条の十第二項、第一条の十一第二項、第一条の十三第一項、第一条の十四第一項及び第一条の十五の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長」とあるのは、「機構」とする。

2 前項の場合において、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の管轄区域は、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第四十八条第二項の規定に基づき告示された管轄区域とする。

(機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の地方運輸局長への引継ぎ等)

第一条の十八 法第十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における同条第二項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこととなる地方運輸局長
- 二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこととなる区域
- 三 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこととなる範囲
- 四 小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日

2 前項第四号に掲げる日以後においては、同項第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機(以下「小型船舶用原動機」という。)に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機放出量確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機放出量確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放出量確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

3 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機放出量確認等事務を同日前に開始していない場合においては、当該申請に係る申請書及び手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした小型船舶用原動機放出量確認等事務を処理するために必要な書類を、国土交通大臣が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長に送付しなければならない。

(地方運輸局長の小型船舶用原動機放出量確認等事務の機構への引継ぎ)

第一条の十九 法第十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が自ら行っている小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととした場合における同項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととする区域
- 二 地方運輸局長が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととする範囲
- 三 小型船舶用原動機放出量確認等事務を終了する日

2 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機放出量確認等事務の申請は、当該区域内の機構の事務所に対してするものとする。

3 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 国土交通大臣が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、法第十九条の十四第一項の規定により行つた小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る必要な書類を機構に送付しなければならない。

第一章の六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認

(法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数)

第一条の二十 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶
- 二 引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶
- 三 通常は日本国領海等のみを航行する船舶であって、臨時に単一の国際航海の用に供するもの

(船舶の改造)

第一条の二十二 法第十九条の二十五第一項後段の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

- 一 船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う改造
- 二 船舶の種類を変更する改造
- 三 船舶の主たる推進力を得るための原動機(次条において「主機」という。)の連続最大出力を変更する改造
- 四 二酸化炭素放出抑制装置(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。)第四十九条に規定する二酸化炭素放出抑制装置をいう。第一条の二十六第一項第四号において同じ。)の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造(当該装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる改造と同等以上に二酸化炭素の放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

(二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認)

第一条の二十二の二 技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶について前条に規定する改造を行つたとき(法第十九条の二十五第一項後段の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けなければならないときを除く。)は、二酸化炭素放出抑制航行手引書を変更し、地方運輸局長の承認を受けなければならない。(航海の様態が特殊な船舶及び構造が特殊な推進機関)

第一条の二十三 法第十九条の二十六第二項の航海の様態が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 船舶安全法施行規則第一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる船舶

- 二 海上保安庁の使用する船舶
- 三 前二号に掲げるもののほか、航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶
- 2 法第十九条の二十六第二項の構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。ただし、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船及び専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶に取り付けられるものにあつては、この限りでない。
- 一 電気推進機関
- 二 主機にタービンを使用する推進機関
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関
- (手引書承認等の引継ぎ)
- 第一条の二十四** 法第十九条の二十五第一項に規定する承認若しくは第一条の二十二の二に規定する変更の承認（以下「手引書承認」と総称する。）又は法第十九条の二十六第一項に規定する確認（以下「指標確認」という。）（以下「手引書承認等」という。）を申請した者は、申請に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶が当該手引書承認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該手引書承認等を申請した地方運輸局長に手引書承認等引継申請書（第一号の五の二様式）を提出して、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への手引書承認等の引継ぎを受けることができる。
- (手引書承認等の申請)
- 第一条の二十五** 手引書承認等を受けようとする者は、手引書承認等申請書（第一号の五の三様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。
- (添付書類)
- 第一条の二十六** 手引書承認等申請書には、手引書承認（航行時二酸化炭素放出抑制指標（技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第二号において同じ。）又は指標確認を受けなければならない場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 船舶の製造仕様書
- 二 手引書承認を受けなければならない場合にあっては、航行時二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書
- 三 指標確認を受けなければならない場合にあっては、二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書
- 四 二酸化炭素放出抑制装置を設置する場合にあっては、次の書類
- イ 二酸化炭素放出抑制装置の製造仕様書
- ロ 二酸化炭素放出抑制装置の構造及び配置を示す図面
- 2 地方運輸局長は、手引書承認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる書類のほか必要な書類の添付を求め、又は同項各号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。
- (指標確認の準備)
- 第一条の二十七** 指標確認を受けようとする者は次に掲げる準備をするものとする。
- 一 船舶（第一条の二十二各号に掲げる改造を行った場合においては、当該改造後の船舶。次号において同じ。）の設計についての水槽による推進性能試験
- 二 船舶についての実地による推進性能試験
- 2 地方運輸局長は、指標確認のため必要があると認める場合において前項の準備のほか必要な準備を求め、又は同項の準備の一部についてその省略を認めることができる。
- (船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認)
- 第一条の二十七の二** 法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者が第一条の二十二に規定する改造に係る二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、当該船級を有する間は、地方運輸局長が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書について第一条の二十二の変更の承認を行ったものとみなす。
- 第一章の七 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書**
- (国際二酸化炭素放出抑制船舶証書等)
- 第一条の二十八** 法第十九条の二十七第一項の規定により交付する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、第一号の五の四様式によるものとする。
- 2 地方運輸局長は、第一条の二十二の二の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第一号の五の四様式）を交付しなければならない。
- 3 法第十九条の二十七第二項及び第三項の規定は前項の規定により交付される国際二酸化炭素放出抑制船舶証書について、法第十九条の二十八の規定は同項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書が交付された二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行について、法第十九条の二十九の規定は同項の規定により交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第一条の二十二の二の変更の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書の備置きについて、それぞれ準用する。
- 4 法第十九条の二十七第一項の規定又は第二項の規定により新たに国際二酸化炭素放出抑制船舶証書が交付されたときは、従前の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失うものとする。
- (国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請)
- 第一条の二十九** 法第十九条の三十第二項の船級協会（次項において単に「船級協会」という。）が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認若しくは変更の承認又は二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶（以下「二酸化炭素放出抑制対象船級船」という。）に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書（第一号の五の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認又は変更の承認に関する書類
- 二 船級協会の二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に関する書類（指標確認を受けなければならない船舶に限る。）
- 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書
- (国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付)
- 第一条の三十** 船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失し、又はき損した場合は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書（第一号の五の六様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。
- 2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（き損した場合に限る。）及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失うものとする。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換え)

第一条の三十一 船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書（第一号の五の七様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3 第一項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えを受けようとする事項が船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるときは、書換えに代えて当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納)

第一条の三十二 船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第三号の場合にあつては当該効力を失つた国際二酸化炭素放出抑制船舶証書、第四号の場合にあつては発見した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶でなくなつたとき。

三 第一条の二十八第四項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つたとき。

四 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付を受けた後、その滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を発見したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を受有することを要しなくなつたとき。

(第二議定書締約国の船舶に対する証書の交付)

第一条の三十三 法第十九条の三十五の規定により交付する第二議定書締約国の船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書は、当該第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第一条の二十八に規定する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とする。

2 第一条の二十五の規定は法第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認及び法第十九条の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認（以下「相当指標確認」という。）（以下「相当手引書承認等」という。）について、第一条の二十七の規定は相当指標確認について、それぞれ準用する。

3 地方運輸局長は、相当手引書承認等を行う場合において、当該相当手引書承認等に必要な書類の提出を求めることができる。

第二章 検査

第一節 通則

(検査対象船舶)

第二条 法第五条第一項から第三項までに規定する設備（タンカーにあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものとする。

2 法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（技術基準省令第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）とする。

3 法第十条の二第一項に規定する設備に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶であつて総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものとする。

4 法第十七条の二第一項（法第十七条の六において準用する場合を含む。）に規定する設備（以下「有害水バラストの排出防止に関する設備」という。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶以外の船舶であつて、総トン数四百トン以上のものとする。

5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

6 大気汚染防止検査対象設備に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上の船舶とする。

7 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

一 令第一条の九第三項の規定により国土交通大臣が指定する船舶

二 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶

三 推進機関を有しない船舶（国際航海に従事するもの及び有害液体物質ばら積船を除く。）

四 係船中の船舶

(検査の引継ぎ又は委嘱)

第三条 法第十九条の三十六、法第十九条の三十八、法第十九条の三十九若しくは法第十九条の四十一第一項に規定する検査（以下「法定検査」という。）又は法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項に規定する検査（以下「予備検査」という。）を申請した者は、申請に係る船舶又は物件が当該検査を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該検査を申請した地方運輸局長に検査引継申請書（第一号の六様式）を提出して、当該船舶又は物件の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への検査の引継ぎを受けることができる。

2 法定検査又は予備検査の申請を受けた地方運輸局長は、当該申請を受けた物件の一部が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

(検査の省略)

第四条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第四項の規定による法定検査の省略は、予備検査に合格した後最初に行う法定検査において当該予備検査に合格した事項につき行う。

2 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三の規定による定期検査又は中間検査の省略は、同条の規定による確認が行われた後三十日以内に最初に行う定期検査（初めて航行の用に供しようとするときに行うものを除く。）又は中間検査において当該確認に係る整備を行った事項につき行う。

3 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第一項の規定による法定検査及び予備検査の省略は、同項の規定による検定に合格した後最初に行う法定検査及び予備検査において当該検定に合格した事項につき行う。

4 地方運輸局長は、物件が、予備検査又は検定に合格した後著しく期間を経過していること等により当該予備検査又は検定に合格した事項に変更が生じているおそれがあると認めるときは、第一項又は前項の規定にかかわらず、これらの規定による検査の省略を行わないことができる。

第二節 検査の申請手続

(検査の申請)

第五条 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書（第二号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第十九条の四十一第一項の検査（以下「臨時航行検査」という。）を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書臨時航行検査申請書（第三号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 予備検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書（第四号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

(添付書類)

第六条 前条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定期検査を初めて受ける場合は、次の書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）にあつてはイからハまでに掲げる書類に限る。）（大気汚染防止検査対象設備に係る書類については、当該設備を設置する船舶に限る。）

イ 海洋汚染防止設備等（法第十九条の三十六の表の設備等の欄に規定する海洋汚染防止設備等をいう。以下同じ。）及び大気汚染防止検査対象設備（同欄に規定する大気汚染防止検査対象設備をいう。以下同じ。）の製造仕様書

ロ 海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備の構造及び配置を示す図面

ハ 海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備の使用材料を示す書類

ニ 船舶の構造を示す図面

ホ 貨物艙の容量に関する計算書

ヘ 分離バラストタンクに関する計算書

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類

イ 海洋汚染等防止証書

ロ 海洋汚染等防止検査手帳

ハ 国際海洋汚染等防止証書（交付を受けている船舶に限る。）

ニ 海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備のうち新たに検査を受けるものがある場合にあっては、前号に掲げる書類のうち当該検査を受ける海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備に係るもの

ホ 海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備を変更する場合にあっては、前号に規定する書類のうち当該変更に係るもの

ヘ 整備済証明書（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第二十四条第二項に規定する整備済証明書をいう。）の交付を受けている海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備を備え付けている船舶について、当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に定期検査又は中間検査を受ける場合にあっては、当該整備済証明書

2 前条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

二 前項第一号ロに掲げる書類

3 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書には、次に掲げる書類（改造、修理又は整備について予備検査を受ける場合にあっては第二号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

一 物件の製造仕様書

二 物件の構造を示す図面

4 地方運輸局長は、検査のため必要であると認める場合において前三項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前三項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

第三節 検査の準備

(検査の準備)

第七条 法定検査及び予備検査を受けようとする者は、当該検査を受けるべき事項について、この節の規定に従い検査の準備をするものとする。

(定期検査)

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一 油水分離装置にあつては次に掲げる準備

イ 油水分離器の内部を検査できるように解放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

ロ 配管並びに弁及びコック（以下この条において「配管等」という。）の位置を確認できるようにすること。

ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。

ニ 附属する重要な弁及びコックを解放すること。

ホ 振動試験及び圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）

ヘ 効力試験の準備

二 スラッジ貯蔵装置又はビルジ貯蔵装置にあつては次に掲げる準備

イ スラッジタンク又はビルジタンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

- ロ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ハ 効力試験の準備
- 三 ビルジ用濃度監視装置にあつては次に掲げる準備
- イ 油分濃度計のサンプリング管を取り出すこと。
 - ロ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 効力試験の準備
- 四 水バラスト等排出管装置にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ 効力試験の準備
- 四の二 水バラスト漲水管装置
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ 効力試験の準備
- 五 バラスト用油排出監視制御装置又はバラスト用濃度監視装置にあつては次に掲げる準備
- イ 油分濃度計のサンプリング管及び流量計の検出器を取り出すこと。
 - ロ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 効力試験の準備
- 六 スロップタンク装置にあつては次に掲げる準備
- イ スロップタンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設けること。
 - ハ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ニ 油水境界面検出器の振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ホ 効力試験の準備
- 七 分離バラストタンクにあつては次に掲げる準備
- イ 分離バラストタンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設けること。
 - ハ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ニ 圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ホ 効力試験の準備
- 八 貨物艙原油洗浄設備にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。
 - ハ 附属する重要な弁を解放すること。
 - ニ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ホ 圧力試験及び効力試験の準備
- 九 予備洗浄装置にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。
 - ハ 附属する重要な弁を解放すること。
 - ニ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ホ 圧力試験及び効力試験の準備
- 十 有害液体物質水バラスト等排出管装置にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ 効力試験の準備
- 十一 喫水線下排出装置にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。
 - ハ 効力試験の準備
- 十二 通風洗浄装置にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ 効力試験の準備
- 十三 ストリッピング装置にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。
 - ハ 附属する重要な弁及びコックを解放すること。
 - ニ 圧力試験及び効力試験の準備
- 十四 専用バラストタンクにあつては次に掲げる準備
- イ 専用バラストタンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設けること。
 - ハ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ニ 圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ホ 効力試験の準備
- 十五 貨物艙にあつては次に掲げる準備
- イ 貨物艙のマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 内部の適切な場所に安全な足場を設けること。
 - ハ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ニ 圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）

- 十六 海洋汚染防止緊急措置手引書等（船舶間貨物油積替作業手引書及び有害水バラスト汚染防止措置手引書を除く。）にあつては直ちにとるべき措置に係る設備の位置を確認できるようにすること。
- 十六の二 船舶間貨物油積替作業手引書にあつては船舶間貨物油積替えに起因する油の排出の防止に係る設備の位置を確認できるようにすること。
- 十六の三 有害水バラスト汚染防止措置手引書にあつては有害水バラストの排出防止に関する設備の位置を確認できるようにすること。
- 十七 ふん尿等浄化装置又はふん尿等処理装置にあつては次に掲げる準備
- イ ふん尿等浄化装置又はふん尿等処理装置の内部を検査できるように開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を開放すること。
 - ニ 附属する重要な弁及びコックを開放すること。
 - ホ 振動試験及び圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ヘ 効力試験の準備
- 十八 ふん尿等貯留タンクにあつては次に掲げる準備
- イ ふん尿等貯留タンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ハ 効力試験の準備
- 十八の二 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては次に掲げる準備
- イ 有害水バラストの排出防止に関する設備の内部を検査できるように開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ハ 附属する重要な弁及びコックを開放すること。
 - ニ 圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ホ 効力試験の準備
- 十九 原動機にあつては次に掲げるいずれかの方法により原動機からの窒素酸化物の放出状況を確認できるようにすること。
- イ パラメータ・チェック法（原動機に使用されている構成部品及び当該構成部品の調整範囲が原動機取扱手引書の記載内容に適合することを確認する方法をいう。）
 - ロ 船上簡易計測法（船舶に設置された原動機を運転し、当該原動機からの窒素酸化物の放出量を確認する方法をいう。）
 - ハ 船上モニタリング法（船舶の航行中において原動機からの窒素酸化物の放出量を計測し、その記録を確認する方法をいう。）
- 十九の二 硫黄酸化物放出低減装置にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 効力試験の準備
- 二十 揮発性物質放出防止設備にあつては次に掲げる準備
- イ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ロ 圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 効力試験の準備
- 二十一 揮発性物質放出防止措置手引書にあつては揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項に係る設備の位置を確認できるようにすること。
- 二十二 船舶発生油等焼却設備にあつては次に掲げる準備
- イ 船舶発生油等焼却設備の内部を検査できるように開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
 - ロ 配管等の位置を確認できるようにすること。
 - ハ ポンプの作動部分を取り出し、かつ、弁箱を開放すること。
 - ニ 附属する重要な弁及びコックを開放すること。
 - ホ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ヘ 効力試験の準備

（中間検査）

第九条 第一種中間検査（第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

- 一 油水分離装置にあつては前条第一号イ、ハ、ニ及びヘに掲げる準備
- 二 スラッジ貯蔵装置又はビルジ貯蔵装置にあつては前条第二号イに掲げる準備
- 三 ビルジ用濃度監視装置にあつては前条第三号イ及びハに掲げる準備
- 四 水バラスト等排出管装置にあつては前条第四号ロに掲げる準備
- 四の二 水バラスト漲水管装置にあつては前条第四号の二ロに掲げる準備
- 五 バラスト用油排出監視制御装置又はバラスト用濃度監視装置にあつては前条第五号イ及びハに掲げる準備
- 六 スロップタンク装置にあつては次に掲げる準備
 - イ 前条第六号イ及びロに掲げる準備
 - ロ 油境界面検出器の効力試験の準備
- 七 分離バラストタンクにあつては前条第七号イ及びロに掲げる準備
- 八 貨物艙原油洗浄設備にあつては効力試験の準備
- 九 予備洗浄装置にあつては前条第九号イに掲げる準備
- 十 有害液体物質水バラスト等排出管装置にあつては前条第十号ロに掲げる準備
- 十一 喫水線下排出装置にあつては前条第十一号イに掲げる準備
- 十二 通風洗浄装置にあつては前条第十二号ロに掲げる準備
- 十三 ストリッピング装置にあつては前条第十三号イに掲げる準備及び効力試験の準備
- 十四 専用バラストタンクにあつては前条第十四号イ及びロに掲げる準備
- 十五 貨物艙にあつては前条第十五号イ及びロに掲げる準備
- 十六 海洋汚染防止緊急措置手引書等（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）にあつては前条第十六号に掲げる準備
- 十六の二 船舶間貨物油積替作業手引書にあつては前条第十六号の二に掲げる準備
- 十六の三 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第十八号の二イ、ハ及びホに掲げる準備

- 十七 原動機にあつては前条第十九号に掲げる準備
 十七の二 硫黄酸化物放出低減装置にあつては前条第十九号の二イ及びハに掲げる準備
 十八 揮発性物質放出防止設備にあつては前条第二十号ハに掲げる準備
 十九 揮発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備
 二十 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十二号イ、ハ、ニ及びヘに掲げる準備
- 2 第二種中間検査（第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。
- 一 ビルジ用濃度監視装置にあつては前条第三号ハに掲げる準備
 二 水バラスト等排出管装置にあつては前条第四号ロに掲げる準備
 三 バラスト用油排出監視制御装置又はバラスト用濃度監視装置にあつては前条第五号ハに掲げる準備
 四 分離バラストタンクにあつては前条第七号イ及びロに掲げる準備
 五 予備洗浄装置にあつては前条第九号イに掲げる準備
 六 ストリッピング装置にあつては前条第十三号イに掲げる準備
 七 専用バラストタンクにあつては前条第十四号イ及びロに掲げる準備
 八 海洋汚染防止緊急措置手引書等（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）にあつては前条第十六号に掲げる準備
 八の二 船舶間貨物油積替作業手引書にあつては前条第十六号の二に掲げる準備
 八の三 有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第十八号の二ホに掲げる準備
 九 原動機にあつては、前条第十九号に掲げる準備
 九の二 硫黄酸化物放出低減装置にあつては前条第十九号の二イ及びハに掲げる準備
 十 揮発性物質放出防止設備にあつては前条第二十号ハに掲げる準備
 十一 揮発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備
 十二 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十二号ヘに掲げる準備
- 3 地方運輸局長は、中間検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、前二項に規定する準備のほか、前条に規定する準備のうち必要なものを指示することができる。
- （臨時検査及び臨時航行検査）

第十条 臨時検査又は臨時航行検査を受ける場合の準備は、第八条に規定する準備のうち地方運輸局長の指示するものとする。

（予備検査）

第十一条 別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、振動試験、圧力試験及び効力試験の準備とする。

2 別表第一改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、第一項に規定する準備のうち地方運輸局長の指示するものとする。

（特殊な海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備に係る準備等）

第十二条 地方運輸局長は、特殊な海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備の法定検査又は特殊な物件の予備検査の準備について、第八条から前条までの規定にかかわらず、必要と認める準備を指示することができる。

2 地方運輸局長は、定期検査、中間検査又は製造に係る予備検査の準備の一部を免除することができる。

第四節 検査の執行

（定期検査）

第十三条 定期検査は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けることができる。

（中間検査）

第十四条 第二十条に規定する船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区分	種類	時期
一 国際航海に従事する船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
	第二種中間検査	検査基準日の前後三月以内（当該時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。）
二 国際航海に従事しない船舶（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきもの（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）に限る。）	第一種中間検査（有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下この条において「有害水バラスト排出防止設備等」という。）に係るものに限る。）	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
	第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものを除く。）	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間
	第二種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）	検査基準日の前後三月以内（当該時期に第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）を受ける場合を除く。）
三 前二号の上欄に掲げる船舶以外の船舶	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間

備考

この表において「検査基準日」とは、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。

2 前項の表の上欄に掲げる区分を異にすることとなつた船舶に係る次の中間検査の種類及び時期は、同項の規定にかかわらず、当該船舶について行つた法定検査及び当該検査において検査した事項を考慮して地方運輸局長が指定する。

- 3 第二十条に規定する船舶の中間検査の種類は、第一種中間検査とし、その時期は、海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から三十三月を経過する日から三十九月を経過する日までの間とする。この場合において、第一項ただし書の規定を準用する。
- 4 第二項の指定は、海洋汚染等防止検査手帳に記入して行う。
- 5 中間検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。
- 6 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次の表の第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第一項又は第三項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項の表第一号の上欄に掲げる船舶	第一項の表備考	海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査又は第二種中間検査に合格した日から起算して三月を経過した日
	第一項の表第一号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内及び第一種中間検査に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
第一項の表第二号の上欄に掲げる船舶	第一項の表備考	海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）又は第二種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）に合格した日から起算して三月を経過した日
	第一項の表第二号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内及び第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
		海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものを除く。）に合格した日から起算して三十九月を経過する日
第一項の表第三号の上欄に掲げる船舶	第一項の表第三号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日
第二十条に規定する船舶	第三項	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から三十三月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日

（臨時検査）

第十五条 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

- 一 ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、貨物艀原油洗浄設備、有害液体物質排出防止設備、ふん尿等排出防止設備、有害水バラストの排出防止に関する設備又は大気汚染防止検査対象設備の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（当該設備にあらかじめ用意された予備品との取替え又は当該設備の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）
 - 二 分離バラストタンク又は貨物艀の寸法、容量、配置及び配管の変更を伴う改造又は修理
- 2 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更とする。
- 一 油等（油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この条において同じ。）の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項の変更（当該油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）
 - 二 船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更（当該船舶間貨物油積替作業手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）
 - 二の二 有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためにとるべき措置に関する事項の変更（有害水バラスト汚染防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）
 - 三 揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項の変更（揮発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）
- 3 法第十九条の三十九の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるときとする。
- 一 第十八条第一号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に船舶間貨物油積替作業手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。
 - 二 第十八条第五号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。
 - 三 船舶の用途、航行する海域（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶にあつては、湖沼等を含む。）又は大きさの変更その他の事由により、当該船舶に設置すべき海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示すべき海洋汚染防止緊急措置手引書等（油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項、船舶間貨物油積替作業手引書にあつては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項、有害水バラスト汚染防止措置手引書にあつては、有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出（湖沼等に流し、又は落とす場合を含む。）を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第五号において同じ。）若しくは揮発性物質放出防止措置手引書（揮発性有機化合物の放出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第五号において同じ。）に変更が生じたとき。
 - 四 海難その他の事由により、検査を受けた事項について海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備の性能又は海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。
 - 五 海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外しをしたとき。
 - 六 地方運輸局長が、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備又は揮発性物質放出防止措置手引書に係る特定の事項について、臨時検査を受けるべき時期を指定した場合において、当該時期に至ったとき。
- 4 前項第六号の指定は、海洋汚染等防止検査手帳に記入して行う。

- 5 第三項第六号に係る臨時検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。
- 6 臨時検査を受けるべき場合に、定期検査、第一種中間検査又は第二種中間検査を受けるときは、当該臨時検査を受けることを要しない。

（臨時航行検査）

第十六条 臨時航行検査は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。

- 一 日本船舶を所有することができない者に譲渡する目的でこれを外国に回航しようとするとき。
 - 二 船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するため、又は法定検査若しくは船舶法による総トン数の測度を受けるため、これを改造、整備若しくは解撤する場所又は法定検査若しくは船舶法による総トン数の測度を受ける場所に回航しようとするとき。
 - 三 その他海洋汚染等防止証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由により臨時に航行の用に供しようとするとき。
- （予備検査を受けることができる物件）

第十七条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第三項の国土交通省令で定める物件は、別表第一製造に係る予備検査の項及び改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件とする。

- 2 別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件にあつてはその製造について、同表改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件にあつてはその改造、修理又は整備について、予備検査を受けることができる。

第三章 海洋汚染等防止証書等

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の区分）

第十八条 法第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 法第五条第一項から第三項までに規定する設備（タンカーにあつては、その貨物艙を含む。）及び法第八条の二第一項に規定する船舶間貨物油積替作業手引書（以下「油の排出防止に関する設備等」という。）並びに油濁防止緊急措置手引書（海洋汚染防止緊急措置手引書（法第七条の二第一項に規定する事項に係る部分に限る。）を含む。以下同じ。）
 - 二 法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。以下「有害液体物質の排出防止に関する設備等」という。）及び有害液体汚染防止緊急措置手引書（海洋汚染防止緊急措置手引書（法第九条の四第六項に規定する事項に係る部分に限る。）を含む。以下同じ。）
 - 三 法第十条の二第一項に規定する設備（以下「ふん尿等の排出防止に関する設備」という。）
 - 四 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書
 - 五 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書
- （海洋汚染等防止証書）

第十八条の二 法第十九条の三十七第一項の規定により交付する海洋汚染等防止証書は、第六号様式によるものとする。

（海洋汚染等防止証書の交付申請）

第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶（以下「検査対象船級船」という。）に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 海洋汚染等防止証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて海洋汚染等防止証書の交付を受ける場合にあっては、第三号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類）を添付しなければならない。

- 一 海洋汚染等防止証書
- 二 海洋汚染等防止検査手帳
- 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

- 3 地方運輸局長は、海洋汚染等防止証書を初めて交付するとき、当該海洋汚染等防止証書と併せて海洋汚染等防止検査手帳を交付するものとする。

（法第十九条の三十七第二項及び第六項の国土交通省令で定める船舶）

第二十条 法第十九条の三十七第二項及び第六項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶（平水区域を航行区域とするものに限る。）とする。

- 一 旅客船（船舶安全法第八条に規定する旅客船をいう。）
- 二 危険物ばら積船（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第三項に規定する危険物ばら積船をいう。）
- 三 特殊船（船舶安全法施行規則第一条第四項に規定する特殊船をいう。）
- 四 ボイラ（船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第四十二条のボイラに限る。）を有する船舶

（海洋汚染等防止証書の有効期間）

第二十条の二 海洋汚染等防止証書の有効期間は、交付の日から定期検査（検査対象船級船にあつては、船級協会が法第十九条の四十六第二項の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二十二条において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して五年（前条に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、法第十九条の三十七第六項各号に掲げる場合又は検査対象船舶が海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該検査対象船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他地方運輸局長がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

（海洋汚染等防止証書の有効期間の延長）

第二十一条 法第十九条の三十七第二項ただし書の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 国際航海に従事する検査対象船舶（次号の船舶を除く。）が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。
 - 二 国際航海に従事する検査対象船舶であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。
 - 三 国際航海に従事しない検査対象船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。
- 2 前項第一号に規定する事由がある検査対象船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により、当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合におけるその終了した日後の期間については、この限りでない。

- 3 第一項第二号及び第三号に規定する事由がある検査対象船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延長することができる。
- 4 前二項の申請をしようとする者は、海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書（第八号様式）を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。
- 5 前項の海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書には、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を添付しなければならない。
- 6 第二項及び第三項の指定は、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳に記入して行う。
- 第二十一条の二** 法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由は、検査対象船舶が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることが困難であることとする。
- 2 法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、検査対象船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 海洋汚染等防止証書の写し
 - 二 海洋汚染等防止検査手帳の写し
 - 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書
- 3 地方運輸局長は、検査対象船舶以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行つたときは、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。
- 4 前項の規定により海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳の返付を受けた者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を地方運輸局長に提出しなければならない。
- （海洋汚染等防止証書の有効期間の満了）
- 第二十二条** 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた場合は、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。
- 2 第二十条に規定する船舶が同条に規定する船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）となつた場合又は同条に規定する船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）が同条に規定する船舶となつた場合は、当該船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項において同じ。）の海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。
- ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場合は、この限りでない。
- （臨時海洋汚染等防止証書）
- 第二十三条** 法第十九条の四十一第二項の規定により交付する臨時海洋汚染等防止証書は、第九号様式によるものとする。
- （臨時海洋汚染等防止証書の交付申請）
- 第二十四条** 検査対象船舶に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、臨時海洋汚染等防止証書交付申請書（第十号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 臨時海洋汚染等防止証書交付申請書には、海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）及び船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書を添付しなければならない。
- （海洋汚染等防止検査手帳）
- 第二十五条** 法第十九条の四十二の規定により交付する海洋汚染等防止検査手帳は、第十一号様式によるものとする。
- 2 船級協会は、法第十九条の四十六第二項に規定する検査を行つた場合は、当該検査に関する事項を記録するため、海洋汚染等防止検査手帳に必要な事項を記載するものとする。
- 3 船舶所有者は、海洋汚染等防止検査手帳に必要な事項を記載するものとする。
- （国際海洋汚染等防止証書）
- 第二十六条** 法第十九条の四十三第一項の規定により交付する国際海洋汚染等防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。
- 一 油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 国際油汚染防止証書（第十二号様式）
 - 二 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（第十二号の二様式）
 - 三 ふん尿等の排出防止に関する設備 国際汚水汚染防止証書（第十二号の三様式）
 - 四 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書 国際水バラスト管理証書（第十二号の四様式）
 - 五 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 国際大気汚染防止証書（第十二号の五様式）
- 2 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）第二条第一項第七号に掲げる国際液体化学薬品ばら積船適合証書は、前項第二号に掲げるばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書とみなす。
- （国際海洋汚染等防止証書の交付申請）
- 第二十七条** 国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、国際海洋汚染等防止証書交付申請書（第十三号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 国際海洋汚染等防止証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、タンカー、有害液体物質ばら積船及び燃料油タンクの総容量が六百立方メートル以上の船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）にあつては、第一号に掲げる書類に限る。
- 一 海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳又は臨時海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）
 - 二 船舶検査証書及び船舶検査手帳（船舶安全法第十条ノ二に規定する船舶検査手帳をいう。以下同じ。）又は臨時航行許可証及び船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）
- （国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長）
- 第二十八条** 法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第二項ただし書の規定による国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長を申請しようとする者は、海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書（第八号様式）を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。
- 2 前項の海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書には、国際海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を添付しなければならない。

3 第二十一条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

第二十八条の二 法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に第五項において準用する第二十一条の二第一項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、検査対象船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、国際海洋汚染等防止証書の写しを添付しなければならない。

2 地方運輸局長は、検査対象船舶以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行ったときは、第六条第一項の規定により提出された国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船舶が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

3 船級協会は、検査対象船舶に係る第一項の確認を受けた者からの申請により、国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船舶が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

4 第二項の規定により国際海洋汚染等防止証書の返付を受けた者は、当該国際海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の国際海洋汚染等防止証書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5 第二十一条の二第一項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。
(海洋汚染等防止証書等の再交付)

第二十九条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書を滅失し、又はき損した場合は、海洋汚染等防止証書等再交付申請書（第十四号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 海洋汚染等防止証書等再交付申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の区分	添付書類
一 海洋汚染等防止証書	海洋汚染等防止証書（き損した場合に限る。）及び海洋汚染等防止検査手帳
二 臨時海洋汚染等防止証書	臨時海洋汚染等防止証書（き損した場合に限る。）及び海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）
三 海洋汚染等防止検査手帳	海洋汚染等防止検査手帳（き損した場合に限る。）
四 国際海洋汚染等防止証書	次に掲げる書類（タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶にあつてはイに掲げる書類に限る。） イ 国際海洋汚染等防止証書（き損した場合に限る。）並びに海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳又は臨時海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。） ロ 船舶検査証書及び船舶検査手帳又は臨時航行許可証及び船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

3 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書（以下この項及び第三十一条において「証書」という。）を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した証書は、その効力を失うものとする。
(海洋汚染等防止証書等の書換え)

第三十条 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染等防止証書等書換申請書（第十五号様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 海洋汚染等防止証書等書換申請書には、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

書類の区分	添付書類
一 海洋汚染等防止証書	海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳
二 国際海洋汚染等防止証書	国際海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳

3 第一項の規定により海洋汚染等防止証書の書換えを受けようとする事項が船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による海洋汚染等防止証書の書換の申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるときは、書換えに代えて当該海洋汚染等防止証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

(証書の返納)

第三十一条 船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する証書（第四号の場合にあつては、発見した証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解散されたとき。
- 二 船舶が第二条に規定する船舶でなくなったとき。
- 三 証書の有効期間が満了したとき。
- 四 証書を滅失したことにより証書の再交付を受けた後、その滅失した証書を発見したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が当該証書を受有することを要しなくなったとき。

(海洋汚染等防止証書等の返付等)

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の三第二項若しくは第三項、法第十条の二第二項、法第十七条の二第二項第一号若しくは第五項又は法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準（以下この項において「技術基準」という。）に適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止証書（臨時航行検査にあつては、海洋汚染等防止検査手帳）を当該検査の申請者に返付するものとする。この場合において、国際海洋汚染等防止証書については、その裏面に技術基準に適合すると認めた旨（中間検査を行った場合に限る。）を記載するものとする。

2 船級協会は、国際海洋汚染等防止証書を受有する検査対象船舶が法第十九条の四十六第二項に規定する検査（中間検査に相当する検査に限る。）に合格した場合は、当該国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

(予備検査に係る証印及び合格証明書)

第三十三条 予備検査に合格した物件に対しては、法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第九条第三項の規定により証印(第十六号様式)を付するものとする。

2 予備検査を受けた者は、前項の規定による証印を付された物件について、地方運輸局長に予備検査合格証明書交付申請書(第十七号様式)を提出し、予備検査合格証明書(第十八号様式)の交付を受けることができる。

3 予備検査合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、予備検査合格証明書再交付申請書(第十九号様式)を当該予備検査合格証明書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

4 予備検査合格証明書再交付申請書には、予備検査合格証明書(き損した場合に限る。)を添付しなければならない。
(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付)

第三十四条 法第十九条の五十三の規定により交付する第一議定書締約国、船舶バラスト水規制管理条約締約国又は第二議定書締約国の船舶に係る国際海洋汚染等防止証書に相当する証書は、当該第一議定書締約国、船舶バラスト水規制管理条約締約国又は第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第二十六条に規定する国際海洋汚染等防止証書とする。

2 第五条第一項、第七条及び第八条の規定は、法第十九条の五十三各項に規定する検査について準用する。

3 地方運輸局長は、法第十九条の五十三各項に規定する検査を行う場合において、当該検査に必要な書類の提出を求めることができる。

第四章 削除

第三十五条から第四十二条まで 削除

第五章 雑則

(再検査)

第四十三条 法第十九条の四十七第一項及び法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第十一条第一項の規定による再検査を申請しようとする者は、検査に対する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を当該検査を行った地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告等)

第四十四条 船長又は船舶所有者は、次に掲げるおそれがあると認められるときは、速やかに、地方運輸局長(船舶が第一議定書締約国にある場合であつて第一号に掲げるおそれがあるときにあつては、地方運輸局長、当該第一議定書締約国の政府及び日本の領事官、船舶(有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。))に限る。第二号において同じ。)が船舶バラスト水規制管理条約締約国にある場合であつて第二号に掲げるおそれがあるときにあつては、地方運輸局長、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府及び日本の領事官、船舶が第二議定書締約国にある場合であつて第三号に掲げるおそれがあるときにあつては、地方運輸局長、当該第二議定書締約国の政府及び日本の領事官)に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する地方運輸局長又は日本の領事官に対する報告については、当該地方運輸局長又は当該日本の領事官に対し、船員法(昭和二十二年法律第百号)第十九条又は船舶安全法施行規則第五十条の二第一項の規定による報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。

一 船舶に事故が発生し又は海洋汚染防止設備等(有害水バラストの排出防止に関する設備を除く。)に欠陥が発見された場合における海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれ(次号に掲げるものを除く。)

二 船舶に事故が発生し又は有害水バラストの排出防止に関する設備に欠陥が発見された場合における有害水バラストの排出(湖沼等に流し、又は落とす場合を含む。)に係る海洋環境(湖沼等の環境を含む。)の保全に影響を及ぼすおそれ

三 船舶に事故が発生し又は大気汚染防止検査対象設備に欠陥が発見された場合における船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染又はオゾン層の破壊に係る環境の保全に影響を及ぼすおそれ

2 地方運輸局長は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。

(手数料)

第四十五条 設備確認、型式指定又は変更承認を受けようとする者は、別表第一の三に定める額(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して設備確認、型式指定及び型式指定の変更の申請をする場合にあつては、別表第一の四に定める額)の手数料を納付しなければならない。

2 外国において設備確認、型式指定又は変更承認を受ける場合における設備確認、型式指定又は変更承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

3 放出量確認(法第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。)及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者は、別表第一の五に定める額(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して確認及び承認の申請をする場合にあつては、別表第一の六に定める額)の手数料を納付しなければならない。

4 外国において放出量確認及び原動機取扱手引書の承認を受ける場合における放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

5 手引書承認等又は相当手引書承認等を受けようとする者は、別表第一の七に定める額(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合にあつては、別表第一の八に定める額)の手数料を納付しなければならない。

6 外国において手引書承認等を受ける場合における手引書承認等の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

7 法定検査、法第十九条の五十三各項の検査又は予備検査を受けようとする者は、別表第一に定める額(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額)の手数料を納付しなければならない。

8 外国において法定検査を受ける場合における法定検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円(初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合は、四十八万五千二百円)を加算した額とする。

9 外国において予備検査を受ける場合における予備検査の手数料の額は、第三項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して予備検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額)に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

10 国際大気汚染防止原動機証書の再交付若しくは書換え、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付若しくは書換え、海洋汚染等防止証書の再交付若しくは書換え、国際海洋汚染等防止証書の交付、再交付若しくは書換え、臨時海洋汚染等防止証書若しくは海洋汚染等防止検査手帳の再交付若しくは予備検査合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者又は二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付若しくは検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書の交付を受け

ようとする者は、別表第三に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあっては、別表第三の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

1 1 外国において予備検査合格証明書の交付を受ける場合における交付の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請をする場合にあっては、千二百五十円）とする。

1 2 前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第二十号様式）に貼つて納付しなければならない。（権限の委任）

第四十六条 法第十九条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五、法第十九条の六、法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の九第一項、法第十九条の十四第一項、法第十九条の十八、法第十九条の二十五第一項、法第十九条の二十六第一項、法第十九条の二十七第一項及び第三項、法第十九条の三十五、法第十九条の三十六、法第十九条の三十七第一項、同条第二項ただし書及び第八項（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十八、法第十九条の三十九、法第十九条の四十（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の四十一、法第十九条の四十二、法第十九条の四十三第一項及び第二項並びに法第十九条の五十三に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合にあっては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長、船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。以下この条において同じ。）が行う。

2 法第十九条の三十一第一項、同条第二項から第四項まで（法第十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十三第一項、法第十九条の四十八第一項、同条第二項から第四項まで（法第十九条の五十一第四項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の五十一第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

3 第一項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存する場合は、当該所在地を管轄する運輸支局等の長が行う。

4 第二項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存する場合は、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に定める日（昭和五十八年十月二日）から施行する。ただし、第二章の規定（予備検査に係る部分に限る。）、第三十三条の規定、第四章の規定（第三十八条から第四十条までの規定を除く。）、第四十三条の規定（予備検査に係る部分に限る。）、第四十五条の規定（予備検査に係る部分に限る。）及び第六章の規定は、改正法附則第一条第一号に定める日（昭和五十八年八月二十五日）から施行する。

（クリーンバラストタンクに関する検査の準備）

2 海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）附則第三条第四項に規定するクリーンバラストタンクを設置する船舶の当該クリーンバラストタンクに関する検査の準備については、第二章第三節の規定（分離バラストタンクに関する検査の準備に係る部分に限る。）を準用する。

3 海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第四十号）第十三条の規定による改正後の船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号。以下「新改正省令」という。）附則第四条第一項に規定する船舶については、第二十条第一項第二号に掲げる船舶に該当しないものとする。

4 新改正省令附則第四条第四項に規定する船舶については、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、第二十条第一項第二号に掲げる船舶に該当しないものとする。

船舶の区分	日
昭和六十二年四月六日に現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けている船舶（昭和五十八年七月一日前に建造され、又は建造に着手された総トン数千六百トン未満のものを除く。）	昭和六十二年四月六日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日の前日
昭和五十八年七月一日前に建造され、又は建造に着手された総トン数千六百トン未満の船舶	昭和六十九年六月三十日
その他の船舶	昭和六十三年四月五日

5 新改正省令附則第四条第六項に規定する船舶については、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、第二十条第一項第二号に掲げる船舶に該当しないものとする。

船舶の区分	日
昭和六十二年四月六日に現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けている船舶	昭和六十二年四月六日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日の前日
その他の船舶	昭和六十三年四月五日

附 則 （昭和五十九年三月一九日運輸省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附 則（昭和五十九年八月三〇日運輸省令第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日運輸省令第一一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年十一月一九日運輸省令第三五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十一年一月七日から施行する。

附 則（昭和六一年十一月二九日運輸省令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中海洋汚染防止設備等検査規則別表第一の改正規定、第三条から第五条までの規定及び第十三条中船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第七条の改正規定（同条第四項から第六項までに係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定は、改正法附則第一条第三号に定める日（昭和六十一年十二月一日）から施行する。

（海洋汚染防止設備等検査規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第十三条の規定による改正後の船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第七条第二項第二号に掲げる液体化学薬品ばら積船適合証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第二十六条第一項第二号に掲げるばら積み有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書とみなす。

附 則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第十五条の規定（「一万五千元」を「一万七千元」に改める部分を除く。）及び第二十二條中海洋汚染防止設備等検査規則別表第一の改正規定（有害液体物質の排出防止に関する設備等に係る部分に限る。）は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三一日運輸省令第一二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成三年一〇月一一日運輸省令第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 施行日前にした行為及び附則第三条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成四年一〇月二八日運輸省令第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第三十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成五年四月四日）から施行する。

（海洋汚染防止設備等検査規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法附則第三条第一項の現存船（以下「現存船」という。）の船舶所有者が、油濁防止緊急措置手引書について、改正法による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条の二に規定する定期検査（以下「定期検査」という。）（油の排出防止に関する設備等に係るものを除く。）を受ける場合の手数料は、第三条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則（以下「新検査規則」という。）第四十五条第一項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

検査の種類	船舶の区分	金額（円）
定期検査	タンカー	一〇、九〇〇
	タンカー以外の船舶	九、九〇〇

2 現存船の船舶所有者が、改正法附則第三条第一項に規定する経過日までの間に、油の排出防止に関する設備等について、定期検査又は新法第十七条の四に規定する中間検査（以下「中間検査」という。）（油濁防止緊急措置手引書に係るものを除く。）を受ける場合の手数料は、なお従前の例による。

3 現存船の船舶所有者が、油濁防止緊急措置手引書についての定期検査を受ける場合であって、新検査規則第十八条第一号に規定する油の排出防止に関する設備等についての中間検査を同時に受けるときは、新検査規則第四十五条第一項の規定にかかわらず、油濁防止緊急措置手引書についての定期検査の手数料は第一項の表に定める額とし、油の排出防止に関する設備等についての中間検査の手数料は、なお従前の例による。

4 現存船の船舶所有者が油濁防止緊急措置手引書についての定期検査（油の排出防止に関する設備等に係るものを除く。）を受けた場合における当該油濁防止緊急措置手引書に係る中間検査についての新検査規則第十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の表時期の欄中「又は第一種中間検査に合格した日から起算して二十四月を経過した」とあるのは「に合格後、油の排出防止に関する設備等に係る第一種中間検査を受ける」と、「第一種中間検査又はその時期を繰り上げて受けた第二種中間検査に合格した日から起算して十二月を経過した日（その日が第一種中間検査を受けるべき日である場合におけるその日を除く。）」とあるのは「に合格後、油の排出防止に関する設備等に係る第二種中間検査を受ける日」と、同条第三項中「又は第一種中間検査に合格した日から起算して三十六月を経過した」とあるのは「に合格後、油の排出防止に関する設備等に係る第一種中間検査を受ける」とする。

附 則（平成五年三月二九日運輸省令第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成五年七月六日から施行する。

附 則（平成五年四月二八日運輸省令第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成五年七月六日から施行する。ただし、第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第五条の改正規定中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に改める部分並びに同令第十二条の三の四第二項、第三十七条の三の二第四項、第四十二条第一項及び第一号の三様式（三）の表注1の改正規定、第三条中海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第二十六条第二項の改正規定及び別表第一に備考を加える改正規定、第四条の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項第四号、第十三条第一項第四号及び別表の改正規定を除く。）並びに第五条の規定（別表第一及び別表第二の改正規定中「ビルジ用油排出監視制御装置又は」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月一五日運輸省令第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年七月十八日から施行する。

附 則（平成九年三月二一日運輸省令第一五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成九年七月一日運輸省令第四五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に海洋汚染防止証書を受有する船舶（この省令による改正後の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則（以下「新規則」という。）第二十条に規定する船舶を除く。）に係る中間検査の種類及び時期並びに海洋汚染防止証書の有効期間については、新規則第十四条、第二十条の二及び第二十一条の規定にかかわらず、当該船舶がこの省令の施行の際現に受有する海洋汚染防止証書の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。この場合において、この省令による改正前の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則（以下「旧規則」という。）第二十一条第二項中「日本の領事官」とあるのは、「地方運輸局長又は日本の領事官」とする。

3 この省令の施行の際現に交付を受けている旧規則第六号様式による海洋汚染防止証書、旧規則第十一号様式による海洋汚染防止手帳、旧規則第十二号様式による国際油汚染防止証書及び旧規則第十二号の二様式によるばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止

証書は、新規則第六号様式による海洋汚染防止証書、新規則第十一号様式による海洋汚染防止手帳、新規則第十二号様式による国際油汚染防止証書及び新規則第十二号の二様式によるばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書とみなす。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第八三号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一二年二月三日運輸省令第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている国際油汚染防止証書及びばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書は、それぞれ第二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則の様式によるものとみなす。

附 則（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一二月二八日運輸省令第三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一四年八月三〇日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。ただし、第三条の規定（海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第十二号様式の改正規定に限る。）及び第四条の規定は、平成十四年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されている国際油汚染防止証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の様式によるものとみなす。

附 則（平成一五年七月一〇日国土交通省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一五年九月一九日国土交通省令第九三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年九月二十七日から施行する。

（海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 改正前附属書海域を航行する船舶に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十六の国土交通省令で定める船舶は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（以下「新検査規則」という。）第二条第四項の規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶であって総トン数二百トン以上又は最大搭載人員十一人以上のものとする。この場合における新検査規則第二十六条第一項第三号の国際汚水汚染防止証書（以下「証書」という。）は、新検査規則第十二号の三様式又はこの省令の附則様式によるものとする。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則様式

附則様式

番号 第 号

Certificate No.

国際汚水汚染防止証書 (1973年)

International Sewage Pollution Prevention Certificate(1973)



日本国

JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための条約（以下「条約」という。）に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the Provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船名 Name of Ship	船舶番号又は信号符 字 Distinctive Number or Letter	船籍港 Port of Registry	総トン数 Gross Tonnage	搭載を認められた人数 Number of persons which the ship is certi- fied to carry

新造船／現存船

New／existing ship

建造契約が結ばれた日

Date of building contract

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship

was at a similar stage of construction

引渡しが行われた日

Date of delivery

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

- (1) この船舶が上記の条約の附属書Ⅳ第3規則(1)(a)(i)から(iv)までの規定により次のふん尿等浄化装置／ふん尿等処理装置／ふん尿等貯留タンク及び排出管を備えていること。

That the ship is equipped with a sewage treatment plant／comminuter／holding tank and a discharge pipeline in compliance with regulations 3(1)(a)(i) to (iv) of Annex IV of the Convention as follows:

- (a) ふん尿等浄化装置の説明

Description of the sewage treatment plant:

ふん尿等浄化装置の型式

Type of sewage treatment plant

製造者の名称

Name of manufacturer

ふん尿等浄化装置が次の排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the following effluent standards

- (b) ふん尿等処理装置の説明

Description of comminuter:

ふん尿等処理装置の型

Type of comminuter

製造者の名称

Name of manufacturer

消毒後の汚水は、次の基準に適合している。

Standard of sewage after disinfection

- (c) ふん尿等貯留タンク設備の説明

Description of holding tank equipment:

ふん尿等貯留タンクの容積

Total capacity of the holding tank m³

位置

Location

- (d) 受入施設に汚水を排水するための管であつて標準排出連結具を取り付けたもの

A pipeline for the discharge of sewage to a reception facility, fitted with a standard shore connection

- (2) この船舶が、汚水による汚染の防止に関し、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅳ第3規則の規定により検査されたこと。検査の結果、この船舶の設備及びその状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が同条約附属書Ⅳの関係要件に適合していること。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 3 of Annex IV of the Convention for the prevention of pollution from ships, 1973, concerning the prevention of pollution by sewage and the survey showed that the equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and the ship complies with the applicable requirements of Annex IV of the Convention.

この証書は、.....まで効力を有する。

This Certificate is valid until

.....において発給した。

(証書の発給場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
海 運 事 務 所 長

上記の条約の附属書Ⅳ第7規則(2)及び(4)の規定に基づき、この証書の有効期間を.....まで延長する。

Under the provisions of Regulation 7(2) and (4) of Annex IV of the Convention the
validity of this Certificate is extended until

場所

Place.

日付

Date.

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長

運輸監理部海事事務所長 (印章)

地方運輸局運輸支局海事事務所長

沖 繩 総 合 事 務 局 長

海 運 事 務 所 長

附 則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（様式等に係る経過措置）

第二十九条 この省令の施行の際現にある省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一七年三月二五日国土交通省令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月五日（以下「施行日」という。）から施行する。

（海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

附 則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月三〇日国土交通省令第七四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号の三様式による国際汚水汚染防止証書は、第三条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号の三様式による国際汚水汚染防止証書とみなす。

附 則（平成一八年三月二三日国土交通省令第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付を受けている第二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第六号様式による海洋汚染等防止証書は、第二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第六号様式による海洋汚染等防止証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている旧検査規則第十一号様式による海洋汚染等防止検査手帳は、新検査規則第十一号様式による海洋汚染等防止検査手帳とみなす。

附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一八年一〇月一八日国土交通省令第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日後新たに有害液体物質ばら積船となる船舶にあっては、施行日前においても第五条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（以下「新技術基準省令」という。）に規定する有害液体物質排出防止設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の三十六に規定する定期検査を受けることができる。

2 地方運輸局長又は運輸支局等の長は、前項の検査の結果、当該有害液体物質排出防止設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について、新技術基準省令において規定する技術上の基準に適合すると認められるときは、有害液体物質排出防止設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に関し、第六条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（以下「新検査規則」という。）第六号様式による海洋汚染等防止証書及び第十一号様式による海洋汚染等防止検査手帳を交付することができる。この場合において、当該海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳の交付は、施行日に行われたものとみなす。

3 この省令の施行の際、現に有害液体物質ばら積船であって、新技術基準省令の規定により施行日以後設置すべき有害液体物質排出防止設備等が変更となるものは、施行日前においても別表の上欄及び中欄に掲げる船舶によりばら積み液体貨物として輸送される有害液体物質の区分及び現に有する有害液体物質排出防止設備に応じ、下欄に掲げる新技術基準省令の規定により設置すべき有害液体物質排出防止設備について法第十九条の三十九に規定する臨時検査を受けることができる。

4 地方運輸局長又は運輸支局等の長は、前項の検査の結果、当該有害液体物質排出防止設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について、改正後の技術基準省令において規定する技術上の基準に適合すると認められるときは、有害液体物質排出防止設備等及び有害液体

汚染防止緊急措置手引書に関し、新検査規則第六号様式による海洋汚染等防止証書を交付することができる。この場合において、当該海洋汚染等防止証書の交付は、施行日に行われたものとみなす。

別表

船舶によりばら積みの液体物質として輸送しようとする有害液体物質	現に有する有害液体物質排出防止設備	新技術基準省令の規定により設置すべき有害液体物質排出防止設備
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十八号。以下「改正令」という。）による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「旧令」という。）別表第一第一号に掲げるA類物質等（以下単に「A類物質等」という。）のうち、改正令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第一第一号に掲げるX類物質等（以下単に「X類物質等」という。）に該当するもの	なし	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（令別表第一の八第一号ロ（2）に掲げる事前処理（以下「予備洗浄1」という。）を行う場合に限る。）
	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄1を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
A類物質等のうち、令別表第一第二号に掲げるY類物質等（以下単に「Y類物質等」という。）に該当するもの	なし	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（令別表第一の八第二号ロに掲げる事前処理（以下「予備洗浄2」という。）を行う場合に限る。）
	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄2を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
A類物質等のうち、令別表第一第三号に掲げるZ類物質等（以下単に「Z類物質等」という。）に該当するもの	なし	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄2を行う場合に限る。）
	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄2を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
旧令別表第一第二号に掲げるB類物質等（以下単に「B類物質等」という。）のうち、X類物質等に該当するもの	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄1を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
	ストリッピング装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄1を行う場合に限る。）
B類物質等のうち、Y類物質等に該当するもの。	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄2を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
	ストリッピング装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄2を行う場合に限る。）
B類物質等のうち、Z類物質等に該当するもの	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄2を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
	ストリッピング装置	1 ストリッピング装置（貨物艀の底部及び関連管系内に残留する有害液体物質の量を〇・一立方メートル以下とする性能を有するものに限る。） 2 予備洗浄装置（予備洗浄2を行う場合に限る。）
旧令別表第一第三号に掲げるC類物質等（以下単に「C類物質等」という。）のうち、X類物質等に該当するもの	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置

		2 予備洗浄装置（予備洗浄 1 を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
	ストリッピング装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄 1 を行う場合に限る。）
C 類物質等のうち、Y 類物質等に該当するもの	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄 2 を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
	ストリッピング装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄 2 を行う場合に限る。）
C 類物質等のうち、Z 類物質等に該当するもの	予備洗浄装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄 2 を行う場合に限る。凝固性物質又は非凝固性物質であって温度二十度において二十五ミリパスカル秒以上の粘度を有するものの輸送の用に供される船舶にあつては、洗浄水加熱装置を有するものに限る。）
	ストリッピング装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄 2 を行う場合に限る。）
旧令別表第一第四号に掲げる D 類物質等のうち、X 類物質等、Y 類物質等又は Z 類物質等に該当するもの	希釈水装置	1 ストリッピング装置 2 予備洗浄装置（予備洗浄 1 又は予備洗浄 2 を行う場合に限る。） 3 喫水線下排出装置

附 則（平成一八年十一月八日国土交通省令第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十一月二十二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付を受けている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第一号の三様式による国際大気汚染防止原動機証書は、第三条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第一号の三様式による国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている旧検査規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書は、新検査規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

附 則（平成一八年十二月五日国土交通省令第一〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に交付を受けている第五条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、第五条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

附 則（平成一九年七月二日国土交通省令第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付を受けている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、第三条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

附 則（平成二二年六月二八日国土交通省令第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染等防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染等防止証書及び第十一号様式の海洋汚染等防止検査手帳は、新検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染等防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染等防止証書及び第十一号様式の海洋汚染等防止検査手帳とみなす。

附 則（平成二二年一月一日国土交通省令第五六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条

2 この省令の施行の際現に国際航海に従事する総トン数百五十トン以上のタンカーに交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「旧検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書は、当該タンカーについて施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「新検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書とみなす。

3 この省令の施行の際現に前項のタンカー以外の船舶に交付されている旧検査規則第十二号様式の国際油汚染防止証書は、新検査規則第十二号様式の国際油汚染防止証書とみなす。

4 この省令の施行の際現に交付されている旧検査規則第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書は、新検査規則第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

附 則（平成二三年五月一九日国土交通省令第四二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二号の四様式の改正規定は、平成二十四年二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十二号の四様式の改正規定の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

附 則（平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書及び第十二条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書は、新検査規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書及び第十二条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書とみなす。

附 則（平成二六年三月三一日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月一日国土交通省令第七三三号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

附 則（平成二六年一〇月九日国土交通省令第八一号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第四条から第二十六条まで及び附則第二十八条の規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成二十七年一月一日）から施行する。

(有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に関する相当検査の申請等)

第十七条 この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（以下「検査規則」という。）第五条第一項、第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七条、第八条（第十六号の三及び第十八号の二に係る部分に限る。）並びに第十二条第二項の規定は、改正法附則第四条第一項の相当検査について準用する。この場合において、検査規則第五条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書」とあるのは「相当検査申請書」と、検査規則第六条第四項中「前三項」とあるのは「第一項第一号」と、検査規則第七条中「この節」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第十七条において準用する次条及び第十二条第二項」と、検査規則第二号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書」とあるのは「相当検査申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第17条の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第1項」と読み替えるものとする。

(有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に関する相当証書の交付申請等)

第二十条 検査規則第十九条第一項及び第二項、第二十九条（第二項の表第二号から第四号までに係る部分を除く。）、第三十条（第二項の表第二号に係る部分を除く。）並びに第三十一条の規定は、改正法附則第四条第二項の相当証書について準用する。この場合において検査規則第十九条第一項中「法第十九条の四十六第二項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項」と、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査」とあるのは「相当検査」と、「検査対象船舶」とあるのは「相当検査対象船舶」と、検査規則第十九条第一項及び第二項中「海洋汚染等防止証書交付申請書」とあるのは「相当証書交付申請書」と、検査規則第二十九条第一項及び第二項中「海洋汚染等防止証書等再交付申請書」とあるのは「相当証書再交付申請書」と、検査規則第三十条第一項及び第二項中「海洋汚染等防止証書等書換申請書」とあるのは「相当証書書換申請書」と、検査規則第三十一条第一号中「船舶」とあるのは「船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。次号及び第五号において同じ。）」と、検査規則第七号様式中「海洋汚染等防止証書交付申請書」とあるのは

「相当証書交付申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第19条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第1項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第19条第1項」と、検査規則第十四号様式中「海洋汚染等防止証書等再交付申請書」とあるのは「相当証書再交付申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第1項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」と、検査規則第十五号様式中「海洋汚染等防止証書等書換申請書」とあるのは「相当証書書換申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第1項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 検査規則第二十七条、第二十九条（第二項の表第一号から第三号までに係る部分を除く。）、第三十条（第二項の表第一号に係る部分を除く。）並びに第三十一条の規定は、改正法附則第四条第四項の相当証書について準用する。この場合において検査規則第二十七条中「国際海洋汚染等防止証書交付申請書」とあるのは「相当証書交付申請書」と、検査規則第二十九条第一項及び第二項中「海洋汚染等防止証書等再交付申請書」とあるのは「相当証書再交付申請書」と、検査規則第三十条第一項及び第二項中「海洋汚染等防止証書等書換申請書」とあるのは「相当証書書換申請書」と、検査規則第三十一条第一号中「船舶」とあるのは「船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。次号及び第五号において同じ。）」と、検査規則第十三号様式中「国際海洋汚染等防止証書交付申請書」とあるのは「相当証書交付申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第27条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第2項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第27条第1項」と、検査規則第十四号様式中「海洋汚染等防止証書等再交付申請書」とあるのは「相当証書再交付申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第2項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項」と、検査規則第十五号様式中「海洋汚染等防止証書等書換申請書」とあるのは「相当証書書換申請書」と、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第20条第2項の規定により読み替えて準用する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項」と読み替えるものとする。

（手数料）

第二十二条

- 5 検査規則第四十五条第十二項の規定は、改正法附則第三条第九項（改正法附則第四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による手数料の納付について準用する。この場合において検査規則第四十五条第十二項中「前各項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二十二條第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

（様式等に係る経過措置）

- 第二十七条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二六年一二月二六日国土交通省令第九七号）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年八月二八日国土交通省令第六五号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十七年九月一日から施行する。
（令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶に関する経過措置）
- 2 令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二に規定するもののほか、平成二十八年一月一日以後令和二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶であつて、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて、船舶の長さが二十四メートル以上で総トン数五百トン未満のものとする。

附 則（平成二七年一二月二二日国土交通省令第八五号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この省令は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第九条中第十二号の四様式の改正規定は平成二十八年三月一日から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 第七条 第九条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の規定により交付を受けている国際油汚染防止証書及び国際大気汚染防止証書は、同条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の規定により交付された国際油汚染防止証書及び国際大気汚染防止証書とみなす。

附 則（平成二八年一二月二六日国土交通省令第八四号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この省令は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二九年九月一日国土交通省令第五〇号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。
（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第四条 この省令の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の同規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書とみなす。

附 則（平成二九年一二月三〇日国土交通省令第六九号）

この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。

附 則（平成三〇年三月一日国土交通省令第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、同条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

附 則（平成三〇年八月三十一日国土交通省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月一四日国土交通省令第八八号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日国土交通省令第一一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

附 則（令和二年九月一日国土交通省令第七六号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第二条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（次項において「検査規則」という。）第一条の二の十九及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第一号の十六様式による燃料油消費実績報告履行確認書並びに第二条の規定による改正前の検査規則第一号の三の六様式による国際大気汚染防止原動機証書、第一号の五の四様式による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書は、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第一号の十六様式による燃料油消費実績報告履行確認書並びに第二条の規定による改正後の検査規則第一号の三の六様式による国際大気汚染防止原動機証書、第一号の五の四様式による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一二月一九日国土交通省令第七一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

附 則（令和四年三月一八日国土交通省令第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日（次条及び附則第三条第三項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中第十二号の四様式の改正規定及び附則第三条第一項の規定は、令和四年六月一日から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

3 地方運輸局長（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二の十九第一号に規定する地方運輸局長をいう。）は、施行日前に建造された船舶に対して施行日から当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までの間に国際大気汚染防止証書を交付する場合には、当該国際大気汚染防止証書に当該船舶が附則第二条の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。ただし、当該船舶について第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二号の十七の五の三に規定する位置が指定されているときは、この限りでない。

附 則（令和四年七月二七日国土交通省令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年一月一日から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 現存船についての第五条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十二の二の規定の適用については、同条中「除く。」とあるのは、「除く。）又は海洋汚染等及び海上災害の防止

に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十五号）の施行の日以後最初に行われる法第十九条の三十六の規定による定期検査若しくは法第十九条の三十八の規定による中間検査若しくは法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査が開始される日以後初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは」とする。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、この省令の施行後においても、なお効力を有する。

別表第一（第十七条、第四十五条関係）

定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	4 5 未満	4 5 以上 7 0 未満	7 0 以上 1 0 0 未満	1 0 0 以上 1 4 0 未満	1 4 0 以上 1 8 0 未満	1 8 0 以上
			金額（円）	2 5 , 1 0 0	5 6 , 1 0 0	5 8 , 6 0 0	6 3 , 5 0 0	9 2 , 7 0 0	1 1 3 , 0 0 0
		タンカー以外の船舶	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	2 0 , 8 0 0			2 4 , 8 0 0		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	4 5 未満	4 5 以上 7 0 未満	7 0 以上 1 0 0 未満	1 0 0 以上 1 4 0 未満	1 4 0 以上 1 8 0 未満	1 8 0 以上
				1 7 , 7 0 0	2 4 , 5 0 0	2 9 , 3 0 0	3 5 , 2 0 0	5 0 , 8 0 0	6 5 , 4 0 0
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員（人）	金額（円）	2 0 0 未満	2 0 0 以上 4 0 0 未満	4 0 0 以上 6 0 0 未満	6 0 0 以上 8 0 0 未満	8 0 0 以上 1 , 0 0 0 未満	1 , 0 0 0 以上
				1 5 , 6 0 0	1 7 , 6 0 0	1 9 , 7 0 0	2 1 , 8 0 0	2 3 , 8 0 0	2 5 , 9 0 0
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 9 , 5 0 0			2 3 , 8 0 0		
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 2 , 7 0 0			1 4 , 1 0 0		
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 9 , 5 0 0			2 3 , 9 0 0		
		原油タンカー以外の船舶	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 7 , 8 0 0			2 2 , 0 0 0		
第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	4 5 未満	4 5 以上 7 0 未満	7 0 以上 1 0 0 未満	1 0 0 以上 1 4 0 未満	1 4 0 以上 1 8 0 未満	1 8 0 以上
			金額（円）	1 5 , 5 0 0	4 3 , 5 0 0	4 4 , 8 0 0	4 7 , 3 0 0	6 4 , 1 0 0	7 8 , 2 0 0
		タンカー以外の船舶	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 4 , 5 0 0			1 6 , 9 0 0		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	4 5 未満	4 5 以上 7 0 未満	7 0 以上 1 0 0 未満	1 0 0 以上 1 4 0 未満	1 4 0 以上 1 8 0 未満	1 8 0 以上
				1 2 , 3 0 0	1 5 , 5 0 0	1 7 , 8 0 0	2 1 , 9 0 0	2 5 , 6 0 0	3 3 , 0 0 0
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 6 , 9 0 0			2 0 , 1 0 0		
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 2 , 4 0 0			1 3 , 7 0 0		
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総 ト ン 数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満			1 0 , 0 0 0 以上		
			金額（円）	1 9 , 2 0 0			2 1 , 4 0 0		

第二種中等検査間検査	原油タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
		金額(円)	17,500			19,600		
	タンカー	船舶の長さ(メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
		金額(円)	12,800	22,300	22,900	24,600	31,600	41,900
	タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
		金額(円)	11,100			12,900		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ(メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
		金額(円)	10,500	12,300	14,000	16,600	17,600	23,000
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
		金額(円)	15,500			17,800		
		総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
		金額(円)	12,400			13,700		
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
		金額(円)	19,200			20,100		
		総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
		金額(円)	17,500			18,300		
臨時検査又は臨時航行検査	タンカー	船舶の長さ(メートル)	45未満			45以上		
		金額(円)	臨検回数1回につき 10,500			臨検回数1回につき 22,700		
	タンカー以外の船舶	金額(円)	臨検回数1回につき 9,900					
		船舶の長さ(メートル)	45未満			45以上		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	金額(円)	臨検回数1回につき 10,200			臨検回数1回につき 19,100		
		最大搭載人員(人)	臨検回数1回につき 11,000					
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	金額(円)	臨検回数1回につき 12,200					
		金額(円)	臨検回数1回につき 11,700					
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	総トン数(トン)	臨検回数1回につき 12,600					
		金額(円)						
		総トン数(トン)	臨検回数1回につき 11,300					
		金額(円)						
法第十九条の五十三の検査	タンカー	船舶の長さ(メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
		金額(円)	40,400	71,300	73,800	80,100	108,000	121,800
	タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
		金額(円)						

		金額 (円)	36,000	40,000
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ (メートル)	45未満 45以上70未満 70以上110未満	100以上140未満 140未満180未満 180以上
		金額 (円)	31,300 38,700 44,100	55,500 67,500 83,600
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員 (人)	200未満 200以上400未満 400以上600未満	600以上800未満 800以上1,000未満 1,000以上
		金額 (円)	22,700 24,800 26,800	28,900 31,000 33,100
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数 (トン)	10,000未満 10,000以上
		金額 (円)	27,600	34,400
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数 (トン)	10,000未満 10,000以上
		金額 (円)	20,000	21,300
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数 (トン)	10,000未満 10,000以上
		金額 (円)	26,500	30,900
		原油タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000未満 10,000以上
		金額 (円)	25,000	29,100
製造に係る予備検査	油水分離器		1個につき	52,400円
	標準排出連結具 (ビルジ等排出防止設備のもの)		1個につき	2,800円
	標準排出連結具 (ふん尿等排出防止設備のもの)		1個につき	2,800円
	ビルジ用濃度監視装置		1個につき	56,400円
	油分濃度計		1個につき	68,200円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置		1個につき	54,400円
	流量計		1個につき	33,600円
	船速計		1個につき	33,600円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置		1個につき	60,300円
	油水境界面検出器		1個につき	33,600円
	洗浄機		1個につき	21,700円
	通風機		1個につき	9,300円
	ふん尿等浄化装置		1個につき	61,600円
	ふん尿等処理装置		1個につき	57,300円
	硫酸化物放出低減装置		1個につき	305,100円
	硫酸化物放出低減装置に備える連続確認装置		1個につき	62,900円
	硫酸化物放出低減装置に備える監視記録装置		1個につき	62,900円
	液面計測装置		1個につき	5,300円
	圧力計測装置		1個につき	10,700円
	高位液面警報装置		1個につき	12,900円
改造、修理又は整備に係る予備検査	通気装置		1個につき	4,300円
	船舶発生油等焼却設備		1個につき	68,100円
	油水分離器		1個につき	26,200円
	ビルジ用濃度監視装置		1個につき	28,200円
	油分濃度計		1個につき	34,100円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置		1個につき	27,100円
	流量計		1個につき	16,700円
	船速計		1個につき	16,700円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置		1個につき	30,100円
	油水境界面検出器		1個につき	16,700円
	洗浄機		1個につき	10,800円
	ふん尿等浄化装置		1個につき	30,800円
	ふん尿等処理装置		1個につき	28,600円

硫黄酸化物放出低減装置	1個につき	156,800円
硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき	33,100円
硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき	33,100円
液面計測装置	1個につき	2,650円
圧力計測装置	1個につき	5,300円
高位液面警報装置	1個につき	6,400円
通気装置	1個につき	2,150円
船舶発生油等焼却設備	1個につき	34,500円

備考

- 1 臨検回数は、船舶検査が1人1日につき4時間を超えない臨検時間をもつて1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
- 2 臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書、有害液体物質の排出防止に関する設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書又は有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第一の二（第十七条、第四十五条関係）

定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	110以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額(円)	24,900	55,900	58,400	63,300	92,600	112,800
		タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	20,600			24,600		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	110以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額(円)	17,500	24,300	29,200	35,000	50,600	65,200
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員 (人)	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
			金額(円)	15,400	17,400	19,500	21,600	23,700	25,700
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	19,300			23,600		
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	12,500			13,900		
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	19,300			23,700		
		原油タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	17,600			21,800		
第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	110以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額(円)	15,300	43,300	44,600	47,100	64,000	78,000
		タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	14,300			16,800		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	110以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額(円)	12,100	15,300	17,600	21,700	25,400	32,800
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	16,700			19,900		

第 二 種 中 間 検 査		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
			金 額 (円)	1 2, 2 0 0			1 3, 6 0 0		
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
				金 額 (円)	1 9, 0 0 0			2 1, 2 0 0	
		原油タンカー以外の船舶	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
				金 額 (円)	1 7, 3 0 0			1 9, 4 0 0	
	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ (メートル)	4 5 未満	4 5 以上 7 0 未満	7 0 以上 1 1 0 未満	1 0 0 以上 1 4 0 未満	1 4 0 以上 1 8 0 未満	1 8 0 以上 2 2 0 未満
				金 額 (円)	1 2, 6 0 0	2 2, 1 0 0	2 2, 8 0 0	2 4, 5 0 0	3 1, 4 0 0
		タンカー以外の船舶	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
				金 額 (円)	1 0, 9 0 0			1 2, 7 0 0	
有 害 液 体 物 質 の 排 出 防 止 に 関 す る 設 備 等 及 び 有 害 液 体 汚 染 防 止 緊 急 措 置 手 引 書		船舶の長さ (メートル)	4 5 未満	4 5 以上 7 0 未満	7 0 以上 1 1 0 未満	1 0 0 以上 1 4 0 未満	1 4 0 以上 1 8 0 未満	1 8 0 以上 2 2 0 未満	
			金 額 (円)	1 0, 3 0 0	1 2, 1 0 0	1 3, 8 0 0	1 6, 4 0 0	1 7, 4 0 0	2 2, 8 0 0
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
				金 額 (円)	1 5, 4 0 0			1 7, 6 0 0	
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
				金 額 (円)	1 2, 2 0 0			1 3, 6 0 0	
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
				金 額 (円)	1 9, 0 0 0			1 9, 9 0 0	
		原油タンカー以外の船舶	総 ト ン 数 (トン)	1 0, 0 0 0 未満			1 0, 0 0 0 以上		
				金 額 (円)	1 7, 3 0 0			1 8, 1 0 0	
臨 時 検 査 又 は 臨 時 航 行 検 査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ (メートル)	4 5 未満			4 5 以上		
				金 額 (円)	臨検回数 1 回につき	1 0, 3 0 0	臨検回数 1 回につき	2 2, 5 0 0	
	タンカー以外の船舶	金 額 (円)	臨検回数 1 回につき	9, 8 0 0					
		有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ (メートル)	4 5 未満			4 5 以上		
			金 額 (円)	臨検回数 1 回につき	1 0, 0 0 0	臨検回数 1 回につき	1 8, 9 0 0		
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員 (人)	臨検回数 1 回につき			1 0, 8 0 0			
		金 額 (円)							
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	金 額 (円)	臨検回数 1 回につき			1 2, 0 0 0		
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	金 額 (円)	臨検回数 1 回につき			1 1, 5 0 0		
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総 ト ン 数 (トン)	臨検回数 1 回につき			1 2, 4 0 0			
			金 額 (円)						

法 第 十 九 条 の 五 十 三 の 検 査		原油タンカー以外の船舶	総 ト ン 数 (トン)	臨検回数1回につき 11, 100						
			金額 (円)							
	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額 (円)	40, 200	71, 100	73, 700	79, 900	107, 800	121, 600	
	タンカー以外の船舶	総 ト ン 数 (トン)	10, 000未満				10, 000以上			
		金額 (円)	35, 800				39, 900			
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ (メートル)	45未満	45以上70未満	70以上110未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上		
			金額 (円)	31, 100	38, 500	43, 900	55, 300	67, 300	83, 400	
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員 (人)	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1, 000未満	1, 000以上		
			金額 (円)	22, 500	24, 600	26, 700	28, 700	30, 800	32, 900	
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総 ト ン 数 (トン)	10, 000未満				10, 000以上		
			金額 (円)	27, 400				34, 200		
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総 ト ン 数 (トン)	10, 000未満				10, 000以上		
			金額 (円)	19, 800				21, 100		
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総 ト ン 数 (トン)	10, 000未満				10, 000以上		
			金額 (円)	26, 300				30, 700		
		原油タンカー以外の船舶	総 ト ン 数 (トン)	10, 000未満				10, 000以上		
			金額 (円)	24, 800				28, 900		
製 造 に 係 る 予 備 検 査	油水分離器			1個につき 52, 200円						
	標準排出連結具 (ビルジ等排出防止設備のもの)			1個につき 2, 800円						
	標準排出連結具 (ふん尿等排出防止設備のもの)			1個につき 2, 800円						
	ビルジ用濃度監視装置			1個につき 56, 200円						
	油分濃度計			1個につき 68, 000円						
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置			1個につき 54, 200円						
	流量計			1個につき 33, 400円						
	船速計			1個につき 33, 400円						
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置			1個につき 60, 100円						
	油水境界面検出器			1個につき 33, 400円						
	洗浄機			1個につき 21, 500円						
	通風機			1個につき 9, 200円						
	ふん尿等浄化装置			1個につき 61, 400円						
	ふん尿等処理装置			1個につき 57, 100円						
	硫黄酸化物放出低減装置			1個につき 304, 900円						
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置			1個につき 62, 700円						
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置			1個につき 62, 700円						
	液面計測装置			1個につき 5, 300円						
	圧力計測装置			1個につき 10, 600円						
	高位液面警報装置			1個につき 12, 800円						
	通気装置			1個につき 4, 250円						
	船舶発生油等焼却設備			1個につき 67, 900円						
改 造 、 修 理 又 は 整 備 に 係	油水分離器			1個につき 26, 100円						
	ビルジ用濃度監視装置			1個につき 28, 100円						
	油分濃度計			1個につき 34, 000円						
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置			1個につき 27, 000円						

予 備 検 査	流量計	1 個につき 1 6, 6 0 0 円
	船速計	1 個につき 1 6, 6 0 0 円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1 個につき 3 0, 0 0 0 円
	油水境界面検出器	1 個につき 1 6, 6 0 0 円
	洗浄機	1 個につき 1 0, 7 0 0 円
	ふん尿等浄化装置	1 個につき 3 0, 7 0 0 円
	ふん尿等処理装置	1 個につき 2 8, 5 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置	1 個につき 1 5 6, 6 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1 個につき 3 2, 9 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1 個につき 3 2, 9 0 0 円
	液面計測装置	1 個につき 2, 6 5 0 円
	圧力計測装置	1 個につき 5, 3 0 0 円
	高位液面警報装置	1 個につき 6, 4 0 0 円
	通気装置	1 個につき 2, 1 0 0 円
	船舶発生油等焼却設備	1 個につき 3 4, 3 0 0 円

備考

- 1 臨検回数は、船舶検査が 1 人 1 日につき 4 時間を超えない臨検時間をもつて 1 回とし、1 日の臨検時間が 4 時間を超える場合は、これを 2 回として算出する。
- 2 臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書、有害液体物質の排出防止に関する設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書又は有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第一の三（第四十五条関係）

法第十七条の二第二項第一号（法第十七条の六において準用する場合を含む。以下この表及び別表第一の四において同じ。）の確認	金額（円）	7 4 0, 4 0 0
法第十七条の二第二項第一号の確認に相当する法第十七条の二第三項（法第十七条の六において準用する場合を含む。別表第一の四において同じ。）の確認	金額（円）	7 4 0, 4 0 0
法第十七条の七第一項の型式指定	金額（円）	9 3 5, 6 0 0
第一条の二の十二の承認	金額（円）	1 8 9, 9 0 0

別表第一の四（第四十五条関係）

法第十七条の二第二項第一号の確認	金額（円）	7 4 0, 2 0 0
法第十七条の二第二項第一号の確認に相当する法第十七条の二第三項の確認に相当する確認	金額（円）	7 4 0, 2 0 0
法第十七条の七第一項の型式指定	金額（円）	9 3 5, 4 0 0
第一条の二の十二の承認	金額（円）	1 8 9, 7 0 0

別表第一の五（第四十五条関係）

法第十九条の四第一項（第二項において準用する場合を含む。）の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	原動機の出力（kW）	5 0 0 未満	5 0 0 以上 1, 0 0 0 未満	1, 0 0 0 以上 2, 5 0 0 未満	2, 5 0 0 以上 5, 0 0 0 未満	5, 0 0 0 以上 7, 5 0 0 未満	7, 5 0 0 以上 1 0, 0 0 0 未満	1 0, 0 0 0 以上 2 0, 0 0 0 未満	2 0, 0 0 0 以上
	金額（円）	1 3, 3 0 0	2 6, 7 0 0	4 6, 5 0 0	5 4, 8 0 0	6 9, 3 0 0	9 2, 1 0 0	1 1 0, 7 0 0	1 3 1, 4 0 0
法第十九条の七第二項（第三項において準用する場合を含む。）の放出量確認に相当する確認及び原動機取扱手引書の承認	原動機の出力（kW）	5 0 0 未満	5 0 0 以上 1, 0 0 0 未満	1, 0 0 0 以上 2, 5 0 0 未満	2, 5 0 0 以上 5, 0 0 0 未満	5, 0 0 0 以上 7, 5 0 0 未満	7, 5 0 0 以上 1 0, 0 0 0 未満	1 0, 0 0 0 以上 2 0, 0 0 0 未満	2 0, 0 0 0 以上
	金額（円）	1 2, 2 0 0	2 4, 4 0 0	4 4, 3 0 0	5 2, 6 0 0	6 7, 1 0 0	8 9, 9 0 0	1 0 8, 5 0 0	1 2 9, 2 0 0
法第十九条の十八の放出量確認に相当する確認及び原動機取扱手引書の承認	原動機の出力（kW）	5 0 0 未満	5 0 0 以上 1, 0 0 0 未満	1, 0 0 0 以上 2, 5 0 0 未満	2, 5 0 0 以上 5, 0 0 0 未満	5, 0 0 0 以上 7, 5 0 0 未満	7, 5 0 0 以上 1 0, 0 0 0 未満	1 0, 0 0 0 以上 2 0, 0 0 0 未満	2 0, 0 0 0 以上
	金額（円）	1 3, 3 0 0	2 6, 7 0 0	4 6, 5 0 0	5 4, 8 0 0	6 9, 3 0 0	9 2, 1 0 0	1 1 0, 7 0 0	1 3 1, 4 0 0

別表第一の六（第四十五条関係）

法第十九条の四第一項（第二項において準用する場合を含む。）の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	原動機の出力（kW）	5 0 0 未満	5 0 0 以上 1, 0 0 0 未満	1, 0 0 0 以上 2, 5 0 0 未満	2, 5 0 0 以上 5, 0 0 0 未満	5, 0 0 0 以上 7, 5 0 0 未満	7, 5 0 0 以上 1 0, 0 0 0 未満	1 0, 0 0 0 以上 2 0, 0 0 0 未満	2 0, 0 0 0 以上
	金額（円）	1 3, 2 0 0	2 6, 5 0 0	4 6, 4 0 0	5 4, 6 0 0	6 9, 1 0 0	9 1, 9 0 0	1 1 0, 5 0 0	1 3 1, 2 0 0
法第十九条の七第二項（第三項において準用する場合を含む。）の放出量確認に相当する確認及び原動機取扱手引書の承認	原動機の出力（kW）	5 0 0 未満	5 0 0 以上 1, 0 0 0 未満	1, 0 0 0 以上 2, 5 0 0 未満	2, 5 0 0 以上 5, 0 0 0 未満	5, 0 0 0 以上 7, 5 0 0 未満	7, 5 0 0 以上 1 0, 0 0 0 未満	1 0, 0 0 0 以上 2 0, 0 0 0 未満	2 0, 0 0 0 以上
	金額（円）	1 3, 2 0 0	2 6, 5 0 0	4 6, 4 0 0	5 4, 6 0 0	6 9, 1 0 0	9 1, 9 0 0	1 1 0, 5 0 0	1 3 1, 2 0 0

	金額（円）	1 2 , 1 0 0	2 4 , 2 0 0	4 4 , 1 0 0	5 2 , 4 0 0	6 6 , 9 0 0	8 9 , 7 0 0	1 0 8 , 3 0 0	1 2 9 , 0 0 0
法第十九条の十八の放出量確認に相当する 確認及び原動機取扱手引書の承認	原動機の 出力（kW）	5 0 0 未満	5 0 0 以 上	1, 0 0 0 以上	2, 5 0 0 以上	5, 0 0 0 以上	7, 5 0 0 以上	1 0 , 0 0 0 以上	2 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	1 3 , 2 0 0	2 6 , 5 0 0	4 6 , 4 0 0	5 4 , 6 0 0	6 9 , 1 0 0	9 1 , 9 0 0	1 1 0 , 5 0 0	1 3 1 , 2 0 0

別表第一の七（第四十五条関係）

手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	8 3 , 5 0 0	1 0 2 , 4 0 0
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	1 0 , 0 0 0	1 6 , 9 0 0
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	8 3 , 5 0 0	1 0 2 , 4 0 0
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	1 0 , 0 0 0	1 6 , 9 0 0

別表第一の八（第四十五条関係）

手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	8 3 , 4 0 0	1 0 2 , 2 0 0
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	9 , 8 0 0	1 6 , 7 0 0
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	8 3 , 4 0 0	1 0 2 , 2 0 0
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	1 0 , 0 0 0 未満	1 0 , 0 0 0 以上
	金額（円）	9 , 8 0 0	1 6 , 7 0 0

別表第二（第四十五条関係）

製造に係る予備検査	油水分離器	1 個につき	4 8 , 0 0 0 円
	標準排出連結具（ビルジ等排出防止設備のもの）	1 個につき	2 , 5 0 0 円
	標準排出連結具（ふん尿等排出防止設備のもの）	1 個につき	2 , 5 0 0 円
	ビルジ用濃度監視装置	1 個につき	5 1 , 8 0 0 円
	油分濃度計	1 個につき	6 3 , 0 0 0 円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1 個につき	4 9 , 8 0 0 円
	流量計	1 個につき	3 1 , 0 0 0 円
	船速計	1 個につき	3 1 , 0 0 0 円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1 個につき	5 5 , 5 0 0 円
	油水境界面検出器	1 個につき	3 1 , 0 0 0 円
	洗浄機	1 個につき	1 9 , 6 0 0 円
	通風機	1 個につき	8 , 3 0 0 円
	ふん尿等浄化装置	1 個につき	5 6 , 7 0 0 円
	ふん尿等処理装置	1 個につき	5 2 , 6 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置	1 個につき	2 9 0 , 2 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1 個につき	5 9 , 8 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1 個につき	5 9 , 8 0 0 円
	液面計測装置	1 個につき	4 , 8 5 0 円
	圧力計測装置	1 個につき	9 , 7 0 0 円
	高位液面警報装置	1 個につき	1 1 , 8 0 0 円
	通気装置	1 個につき	3 , 9 0 0 円
	船舶発生油等焼却設備	1 個につき	6 2 , 9 0 0 円
改造、修理又は整備に係る予備検査	油水分離器	1 個につき	2 4 , 0 0 0 円
	ビルジ用濃度監視装置	1 個につき	2 5 , 8 0 0 円
	油分濃度計	1 個につき	3 1 , 5 0 0 円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1 個につき	2 4 , 8 0 0 円
	流量計	1 個につき	1 5 , 4 0 0 円
	船速計	1 個につき	1 5 , 4 0 0 円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1 個につき	2 7 , 7 0 0 円
	油水境界面検出器	1 個につき	1 5 , 4 0 0 円
	洗浄機	1 個につき	9 , 8 0 0 円
	ふん尿等浄化装置	1 個につき	2 8 , 3 0 0 円
	ふん尿等処理装置	1 個につき	2 6 , 3 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置	1 個につき	1 4 9 , 2 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1 個につき	3 1 , 5 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1 個につき	3 1 , 5 0 0 円

	液面計測装置	1 個につき	2, 4 0 0 円
	圧力計測装置	1 個につき	4, 8 5 0 円
	高位液面警報装置	1 個につき	5, 9 0 0 円
	通気装置	1 個につき	1, 9 5 0 円
	船舶発生油等焼却設備	1 個につき	3 1, 9 0 0 円

別表第二の二（第四十五条関係）

製造に係る予備検査	油水分離器	1 個につき	4 7, 8 0 0 円
	標準排出連結具（ビルジ等排出防止設備のもの）	1 個につき	2, 4 5 0 円
	標準排出連結具（ふん尿等排出防止設備のもの）	1 個につき	2, 4 5 0 円
	ビルジ用濃度監視装置	1 個につき	5 1, 6 0 0 円
	油分濃度計	1 個につき	6 2, 8 0 0 円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1 個につき	4 9, 6 0 0 円
	流量計	1 個につき	3 0, 8 0 0 円
	船速計	1 個につき	3 0, 8 0 0 円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1 個につき	5 5, 3 0 0 円
	油水境界面検出器	1 個につき	3 0, 8 0 0 円
	洗浄機	1 個につき	1 9, 4 0 0 円
	通風機	1 個につき	8, 2 0 0 円
	ふん尿等浄化装置	1 個につき	5 6, 5 0 0 円
	ふん尿等処理装置	1 個につき	5 2, 4 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置	1 個につき	2 9 0, 0 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1 個につき	5 9, 6 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1 個につき	5 9, 6 0 0 円
	液面計測装置	1 個につき	4, 8 0 0 円
	圧力計測装置	1 個につき	9, 6 0 0 円
	高位液面警報装置	1 個につき	1 1, 7 0 0 円
改造、修理又は整備に係る予備検査	通気装置	1 個につき	3, 8 5 0 円
	船舶発生油等焼却設備	1 個につき	6 2, 8 0 0 円
	油水分離器	1 個につき	2 3, 9 0 0 円
	ビルジ用濃度監視装置	1 個につき	2 5, 7 0 0 円
	油分濃度計	1 個につき	3 1, 4 0 0 円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1 個につき	2 4, 8 0 0 円
	流量計	1 個につき	1 5, 3 0 0 円
	船速計	1 個につき	1 5, 3 0 0 円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1 個につき	2 7, 6 0 0 円
	油水境界面検出器	1 個につき	1 5, 3 0 0 円
	洗浄機	1 個につき	9, 7 0 0 円
	ふん尿等浄化装置	1 個につき	2 8, 2 0 0 円
	ふん尿等処理装置	1 個につき	2 6, 2 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置	1 個につき	1 4 9, 0 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1 個につき	3 1, 3 0 0 円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1 個につき	3 1, 3 0 0 円
	液面計測装置	1 個につき	2, 4 0 0 円
	圧力計測装置	1 個につき	4, 8 0 0 円
	高位液面警報装置	1 個につき	5, 8 0 0 円
	通気装置	1 個につき	1, 9 0 0 円
	船舶発生油等焼却設備	1 個につき	3 1, 7 0 0 円

別表第三（第四十五条関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1 通につき	4, 3 5 0 円
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1 通につき	4, 2 0 0 円
海洋汚染等防止証書の再交付又は書換え	1 通につき	4, 3 5 0 円
国際海洋汚染等防止証書の交付、再交付又は書換え	1 通につき	1 5, 8 0 0 円
臨時海洋汚染等防止証書の再交付	1 通につき	2, 8 0 0 円
海洋汚染等防止検査手帳の再交付	1 通につき	2 1, 4 0 0 円
予備検査合格証明書の交付	1 通につき	1, 5 5 0 円
予備検査合格証明書の再交付	1 通につき	3, 1 0 0 円
二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1 通につき	3, 3 5 0 円
検査対象船級船に係る海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	3, 7 5 0 円
検査対象船級船に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	2, 8 0 0 円

別表第三の二（第四十五条関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1 通につき	4, 1 5 0 円
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1 通につき	4, 0 5 0 円
海洋汚染等防止証書の再交付又は書換え	1 通につき	4, 1 5 0 円

国際海洋汚染等防止証書の交付、再交付又は書換え	1通につき	15,600円
臨時海洋汚染等防止証書の再交付	1通につき	2,650円
海洋汚染等防止検査手帳の再交付	1通につき	21,200円
予備検査合格証明書の交付	1通につき	1,350円
予備検査合格証明書の再交付	1通につき	2,850円
二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1通につき	3,200円
検査対象船級船に係る海洋汚染等防止証書の交付	1通につき	3,600円
検査対象船級船に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付	1通につき	2,650円

第一号様式（第一条の二関係）（平26国交令81・追加、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

設 備 確 認 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする設備確認の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号に規定する確認 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認
設備確認を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
有害水バラスト処理設備の製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
設備確認を受けようとする時期	
備 考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。

第一号の様式（第一条の二の三関係）（平26国交令81・追加）

第 号

設 備 確 認 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号（法第17条の2第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認を含む。）の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について設備確認をする。

記

- 1 有害水バラスト処理設備の名称及び型式
- 2 有害水バラスト処理設備の製造者の氏名又は名称
- 3 製造番号
- 4 備考

年 月 日

国土交通大臣



第一号の二の様式（第一条の二の八関係）（平26国交令81・追加、令元国交令20・令2
国交令98・一部改正）

型 式 指 定 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の2の8第1項の規定により、次のとおり申請します。

型式指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
有害水バラスト処理設備の製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
型式指定を受けようとする時期	
備 考	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第一号の二の三様式（第一条の二の十一関係）（平26国交令81・追加）

第 号

型 式 指 定 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の7第1項の規定により、
下記の有害水バラスト処理設備について型式指定をする。

記

- 1 有害水バラスト処理設備の名称
- 2 有害水バラスト処理設備の型式
- 3 備考

年 月 日

国土交通大臣

印

第一号の二の四様式（第一条の二の十二関係）（平26国交令81・追加、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の7第1項の型式指定を受けた有害水バラスト処理設備について、変更をしたいので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の2の12第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更をしようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
変更をしようとする事項	
変更をしようとする理由	
備 考	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第一号の二の五様式（第一条の二の十七関係）（平26国交令81・追加、令2国交令98・一部改正）

第 号

有害水バラスト処理設備証明書

殿

下記の有害水バラスト処理設備は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の7第1項の規定に基づき、型式指定されているものであることを証明する。

記

- 1 名称及び型式
- 2 型式指定された日
- 3 製造番号
- 4 備考

年 月 日

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

第一号の三様式（第一条の五関係）

第一号の三様式（第一条の五関係）（平22国交令37・追加、平24国交令91・一部改正、平26国交令81・旧第一号様式繰下、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的				
使用船舶の概要	船 名		船舶所有者	
	船舶番号		用 途	
	船籍港又は定係港		総 ト ン 数	
承認を受けようとする原動機の種類、型式及び出力				
承認を受けようとする原動機の使用形態				
原動機の製造番号				
試験、研究又は調査の計画期間				
試験、研究又は調査の方法				
備 考				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第一号の三の様式（第一条の五の二関係）

第一号の三の様式（第一条の五の二関係）（平22国交令37・追加、平24国交令91・一部改正、平26国交令61・旧第一号の様式繰下）

承認証		承認番号		
		承認年月日	年 月 日	
承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
試験、研究又は調査の目的				
使用船舶の概要	船 名		船舶所有者	
	船舶番号		用 途	
	船籍港又は定係港		総 ト ン 数	
承認を受けた原動機の種類、型式及び出力				
承認を受けた原動機の使用形態				
原動機の製造番号				
試験、研究又は調査の方法				
条 件				
有 効 期 間		年 月 日まで		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の5の2第1項の規定により、交付する。				
年 月 日				
地 方 運 輸 局 長				
運 輸 監 理 部 長				
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長				
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長				
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長				
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長				
沖 縄 総 合 事 務 局 長				
運 輸 事 務 所 長				

印

第一号の三の様式（第一条の五の四関係）（平22国交令37・追加、平24国交令91・一部改正、平26国交令61・旧第一号の三の様式繰下、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

承認証再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の5の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用船舶 の概要	船 名		船舶所有者	
	船舶番号		用 途	
	船籍港又は定係港		総 ト ン 数	
再交付を受けようとする承認証に係る原動機の種類、型式及び出力				
原動機の製造番号				
再交付を受けようとする理由				
備 考				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第一号の三の四様式（第一条の八関係）（平16国交令93・追加、平23国交令37・旧第一号様式繰下・一部改正、平24国交令91・一部改正、平26国交令61・旧第一号の三の三様式繰下、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

放出量確認等引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の8の規定により、次のとおり申請します。

放出量確認等を受けようとする原動機の種類、型式、出力及び数	
放出量確認等を受けようとする原動機の使用形態	
原動機製作者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
引継ぎ後放出量確認等を受けようとする時期	
引継ぎ後放出量確認等を受けようとする場所	
放出量確認等の引継ぎを受けようとする理由	
備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第一号の三の五様式（第一条の九関係）

第一号の三の五様式（第一条の九関係）（平16国交令93・追加、平23国交令37・旧第一号の二様式線下・一部改正、平24国交令91・一部改正、平26国交令61・旧第一号の二の四様式線下、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

放出量確認等申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の9の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする放出量確認等の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第1項（第2項において準用する場合を含む。）に基づく放出量確認 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の7第2項（第3項において準用する場合を含む。）に基づく放出量確認に相当する確認
放出量確認等を受けようとする原動機の種類、型式、出力及び数	
放出量確認等を受けようとする原動機の使用形態	
原動機製作者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
放出量確認を受けようとする時期	
放出量確認を受けようとする事業所の名称及び所在地	
原動機の製造番号	
原動機取扱手引書の文書番号	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。

第一号の三の六様式（地方運輸局長が交付するもの）（第一条の十二関係）（平22
国交令37・全改、平28国交令81・旧第一号の三様式様下、令2国交令76・一部改正）

番号 第 号
Certificate No. _____

国際大気汚染防止原動機証書

ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力 (kW) 及び定格回転速度 (r p m) Rated power (kW) and speed (rpm)	原動機承認番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1. 上記の原動機は、条約附属書VIによって義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従って放出量確認等がなされたこと。
1. That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention ; and
2. 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だつて、すべての点において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
2. That the pre-certification survey shows that the engine, its components, ad-

justable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書Ⅵ第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of Certificate)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

国際大気汚染防止原動機証書（EIAPP証書）の追補

SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION
PREVENTION CERTIFICATE (EIAPP CERTIFICATE)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

注釈

Notes :

- 1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

- | | |
|---|---|
| 1 | This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times. |
| 2 | 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。 |
| 2 | The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy. |
| 3 | 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書Ⅵの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、2008年に改正された窒素酸化物技術規則によって義務となった要件をいう。 |
| 3 | Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's technical file and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008. |

1. 原動機の要目

Particulars of the engine

- | | |
|------|---|
| 1. 1 | 原動機製作者等の名称及び住所
Name and address of manufacturer |
| 1. 2 | 原動機の製造場所
Place of engine build |
| 1. 3 | 原動機の製造年月日
Date of engine build |
| 1. 4 | 放出量確認等の場所
Place of pre-certification survey |
| 1. 5 | 放出量確認等の年月日
Date of pre-certification survey |
| 1. 6 | 原動機の型式番号
Engine type and model number |
| 1. 7 | 原動機製造番号
Engine serial number |
| 1. 8 | 原動機ファミリー□又は原動機グループ□の代表□又は代表以外□の原動機（適用のある場合）
If applicable, the engine is a parent engine ☐ or a member engine ☐ of the following engine family ☐ or engine group ☐ |

1. 9 個別の原動機又は原動機ファミリー／原動機グループの詳細

Individual engine or engine family / engine group details :

1. 9. 1 代表原動機の承認番号

Approval reference

1. 9. 2 定格出力 (kW) 及び定格回転速度 (rpm) の値又は範囲

Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges

1. 9. 3 原動機の使用形態

Test cycle(s)

1. 9. 4 代表原動機試験燃料油の仕様

Parent engine(s) test fuel oil specification

1. 9. 5 窒素酸化物放出基準値 (g / kWh), 規則13. 3, 13. 4, 又は13. 5. 1
(該当しないものを抹消すること)

Applicable NOx emission limit (g / kWh), regulation 13. 3, 13. 4, or
13. 5. 1 (delete as appropriate)

1. 9. 6 代表原動機の放出値 (g / kWh)

Parent engine(s) emission value (g / kWh)

2. 原動機取扱手引書の要目

Particulars of the technical file

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。

The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

2. 1 原動機取扱手引書文書番号／承認番号

Technical file identification / approval number

2. 2 原動機取扱手引書承認年月日

Technical file approval date

3. 船上における原動機の定期的検査の方法

Specifications for the onboard NOx verification procedures

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

3. 1 機関パラメータチェック法

Engine parameter check method:

3. 1. 1 識別番号／承認番号

Identification / approval number

3. 1. 2 承認年月日

Approval date

3. 2 直接計測及びモニタリング法

Direct measurement and monitoring method:

3. 2. 1 識別番号／承認番号

Identification / approval number

3. 2. 2 承認年月日

Approval date

これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができる。

Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

(印章)

第一号の三の六様式（小型船舶検査機構が交付するもの）（第一条の十二関係）

第一号の三の六様式（小型船舶検査機構が交付するもの）（第一条の十二関係）

（平22国交令37・全改、平26国交令81・旧第一号の三様式繰下、令2国交令76・一部改正）

番号 第 号

Certificate No. _____

国際大気汚染防止原動機証書

ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国

JAPAN

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、小型船舶検査機構が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by JAPAN CRAFT INSPECTION ORGANIZATION:

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力 (kW) 及び 定格回転速度 (rpm) Rated power(kW) and speed(rpm)	原動機承認番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1. 上記の原動機は、条約附属書VIによって義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従って放出量確認等がなされたこと。
1. That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
2. 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だつて、すべての点において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
2. That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or serv-

ice on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書Ⅵ第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

-----において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at -----

(Place of issue of Certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

小 型 船 舶 検 査 機 構 (印章)

国際大気汚染防止原動機証書 (E I A P P 証書) の追補

SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION

PREVENTION CERTIFICATE(EIAPP CERTIFICATE)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

注釈

Notes:

- 1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
- 2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

- 3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書Ⅵの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、2008年に改正された窒素酸化物技術規則によって義務となった要件をいう。
- 3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex Ⅵ of the Convention and the requirements for an engine's technical file and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

1. 原動機の要目

Particulars of the engine

1. 1 原動機製作者等の名称及び住所
Name and address of manufacturer
1. 2 原動機の製造場所
Place of engine build
1. 3 原動機の製造年月日
Date of engine build
1. 4 放出量確認等の場所
Place of pre-certification survey
1. 5 放出量確認等の年月日
Date of pre-certification survey
1. 6 原動機の型式番号
Engine type and model number
1. 7 原動機製造番号
Engine serial number
1. 8 原動機ファミリー□又は原動機グループ□の代表□又は代表以外□の原動機（適用のある場合）
If applicable, the engine is a parent engine □ or a member engine □ of the following engine family □ or engine group □
1. 9 個別の原動機又は原動機ファミリー／原動機グループの詳細
Individual engine of engine family/engine group details:
1. 9. 1 代表原動機の承認番号
Approval reference
1. 9. 2 定格出力（kW）及び定格回転速度（rpm）の値又は範囲
Rated power(kW)and rated speed(rpm)values of ranges
1. 9. 3 原動機の使用形態
Test cycle(s)

1. 9. 4 代表原動機試験燃料油の仕様
Parent engine(s) test fuel oil specification
1. 9. 5 窒素酸化物放出基準値 (g/kWh), 規則13.3, 13.4, 又は13.5.1
(該当しないものを抹消すること)
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3, 13.4, or
13.5.1(delete as appropriate)
1. 9. 6 代表原動機の放出値 (g/kWh)
Parent engine(s) emission value (g/kWh)

2. 原動機取扱手引書の要目

Particulars of the technical file

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。

The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

2. 1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号
Technical file identification/approval number
2. 2 原動機取扱手引書承認年月日
Technical file approval date

3. 船上における原動機の定期的検査の方法

Specifications for the onboard NOx verification procedures

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

3. 1 機関パラメータチェック法
Engine parameter check method:
3. 1. 1 識別番号/承認番号
Identification/approval number
3. 1. 2 承認年月日
Approval date

3. 2 直接計測及びモニタリング法

Direct measurement and monitoring method:

3. 2. 1 識別番号／承認番号

Identification/approval number

3. 2. 2 承認年月日

Approval date

これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができる。

Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NO_x Technical Code 2008 may be utilized.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

小 型 船 舶 検 査 機 構 (印章)

第一号の四様式（第一条の十三関係）（平16国交令93・追加、平22国交令37・平24国交令91
・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の13第1項の規定により、次のとおり申請します。

原動機製作者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
原動機の種類、型式、出力、製造番号及び承認番号	
証 書 の 番 号	
証 書 の 交 付 年 月 日	
証 書 の 交 付 者	
再交付を受けようとする理由	
備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第一号の五様式（第一条の十四関係）

第一号の五様式（第一条の十四関係）（平16国交令93・追加、平22国交令37・平24国交令91
・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

国際大気汚染防止原動機証書書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の14第1項の規定により、次のとおり申請します。

型 式 番 号		製 造 番 号	
原動機製作者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
証 書 番 号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。

第一号の五の様式（第一条の二十四関係）（平24国交令91・追加、令元国交令20・令2
国交令98・一部改正）

手引書承認等引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査
等に関する規則第1条の24の規定により、次のとおり申請します。

船 名	船 舶 番 号
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつ てはその代表者の 氏名	
引継ぎ後二酸化炭 素放出抑制航行手 引書の承認等を受 けようとする時期	
引継ぎ後二酸化炭 素放出抑制航行手 引書の承認等を受 けようとする場所	
二酸化炭素放出抑 制航行手引書の承 認等の引継ぎを受 けようとする理由	
備 考	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第一号の五の三様式（第一条の二十五関係）（平24国交令91・追加、令元国交令20・令2
国交令98・一部改正）

手引書承認等申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査
等に関する規則第1条の25の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用途	
総トン数		載貨重量トン数	
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の有無			
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けようとする時期			
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けようとする場所			
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の4の規定による総トン数を記載すること。

第一号の五の四様式（第一条の二十八関係）

番号 第 号
Certificate No. _____

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書
INTERNATIONAL ENERGY EFFICIENCY CERTIFICATE



日本国
JAPAN

改正された 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書
によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する 1997 年の議定書に基づき、
日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the
International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified
by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as “the Convention”)
under the authority of the Government of Japan :

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship _____

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters _____

船籍港

Port of registry _____

総トン数

Gross tonnage _____

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number _____

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

- 1 当該船舶が条約の附属書Ⅵの第 5 規則 4 に基づいて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5.4 of Annex VI to the Convention ; and

- 2 検査の結果、この船舶が第 22 規則、第 23 規則、第 24 規則、第 25 規則及び第 26 規則の関係要件に適合していること。

That the survey shows that the ship complies with the applicable requirements in regulations 22, 23, 24, 25 and 26.

この証書の基となる検査が完了した日 _____

Completion date of survey on which this Certificate is based : _____

_____において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at _____

(Place of issue of certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
連 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(IEE 証書)の追補
Supplement to the International Energy Efficiency Certificate
(IEE Certificate)

二酸化炭素放出抑制に関する構造の記録

RECORD OF CONSTRUCTION RELATING TO ENERGY EFFICIENCY

注釈

Notes :

- 1 この記録は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に常に添付しておく。国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、いかなる時も船内に備えておく。
This Record shall be permanently attached to the IEE Certificate. The IEE Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing Party is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「—」を、記入する。
Entries in boxes shall be made by inserting either : a cross(×) for the answers “yes” and “applicable”; or a dash(—) for the answers “no” and “not applicable”, as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations in Annex VI of the Convention, and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1 船舶の要目

Particulars of ship

1. 1 船名

Name of ship _____

1. 2 国際海事機関船舶識別番号

IMO number _____

1. 3 建造契約が結ばれた日

Date of building contract _____

1. 4 主要な改造の日(適用のある場合)

Date of major conversion(if applicable) _____

1. 5 総トン数

Gross tonnage _____

1. 6 載貨重量
Deadweight -----
1. 7 船舶の種類
Type of ship -----
- 2 推進機関
Propulsion system
2. 1 ディーゼル推進
Diesel propulsion ----- ☐
2. 2 ディーゼル—電気推進
Diesel - electric propulsion ----- ☐
2. 3 タービン推進
Turbine propulsion ----- ☐
2. 4 ハイブリッド推進
Hybrid propulsion ----- ☐
2. 5 上記以外の推進機関
Propulsion system other than any of the above ----- ☐
- 3 二酸化炭素放出抑制指標
Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI)
3. 1 第 22 規則 1 に従い、二酸化炭素放出抑制指標が二酸化炭素放出抑制指標の計算過程を示した二酸化炭素放出抑制指標計算書に含まれる情報に基づいて計算されている。
The attained EEDI in accordance with regulation 22.1 is calculated based on the information contained in the EEDI technical file, which also shows the process of calculating the attained EEDI ----- ☐
二酸化炭素放出抑制指標は、-----グラム—CO₂/トン—マイル
The attained EEDI is : -----grams - CO₂/tonne - nautical mile
3. 2 二酸化炭素放出抑制指標は以下の理由により計算されない。
The attained EEDI is not calculated, as :
3. 2. 1 この船舶は、第 2 規則 2. 18 で定義する新船ではないため、第 22 規則 1 に従い免除されている。
the ship is exempt under regulation 22.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2. 18 ----- ☐
3. 2. 2 この種類の推進機関は、第 19 規則 3 に従い免除されている。
the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3 ----- ☐
3. 2. 3 第 19 規則 4 に従い、第 22 規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。
the requirement of regulation 22 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19.4 ----- ☐
3. 2. 4 この種類の船舶は、第 22 規則 1 に従い免除されている。

the type of ship is exempt in accordance with regulation 22.1 _____☐

4 二酸化炭素放出抑制指標の基準

Required EEDI

4. 1 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、_____グラム-CO₂/トン-マイル

Required EEDI is : _____grams - CO₂/tonne - mile

4. 2 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用されない。

The required EEDI is not applicable, as :

4. 2. 1 この船舶は、第2規則2.18で定義する新船ではないため、第24規則1により免除されている。

the ship is exempt under regulation 24.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2.2.18 _____☐

4. 2. 2 この種類の推進機関は、第19規則3に従い免除されている。

the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3 _____☐

4. 2. 3 第19規則4に従い、第24規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。

the requirement of regulation 24 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19.4 _____☐

4. 2. 4 この種類の船舶は、第24規則1に従い免除されている。

the type of ship is exempt in accordance with regulation 24.1 _____☐

4. 2. 5 この船舶の大きさは、第24規則2の表1の適用最小値を下回っている。

the ship's capacity is below the minimum capacity threshold in table 1 of regulation 24.2 _____☐

5 航行時二酸化炭素放出抑制指標

Attained Energy Efficiency Existing Ship Index(EEXI)

5. 1 第23規則1に従い、航行時二酸化炭素放出抑制指標が機関により策定されたガイドラインを考慮して計算されている。

The attained EEXI in accordance with regulation 23.1 is calculated taking into account the guidelines developed by the Organization _____☐

航行時二酸化炭素放出抑制指標は、_____グラム-CO₂/トン-マイル

The attained EEXI is : _____grams - CO₂/tonne - mile

5. 2 航行時二酸化炭素放出抑制指標は以下の理由により計算されない。

The attained EEXI is not calculated, as :

5. 2. 1 この種類の推進機関は、第19規則3に従い免除されている。

the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3 _____☐

5. 2. 2 この種類の船舶は、第23規則1に従い免除されている。

the type of ship is exempt in accordance with regulation 23.1 _____☐

6 航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準

Required EEXI

6. 1 第 25 規則に基づく航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準は、 _____グラム
—CO₂/トン—マイル

The required EEXI is : _____grams - CO₂/tonne - mile in accordance with
regulation 25

6. 2 航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用されない。

The required EEXI is not applicable, as :

6. 2. 1 この種類の推進機関は、第 19 規則 3 に従い免除されている。
the type of propulsion system is exempt in accordance with
regulation 19.3 _____ ☐
6. 2. 2 この種類の船舶は、第 25 規則 1 に従い免除されている。
the type of ship is exempt in accordance with regulation 25.1
_____ ☐
6. 2. 3 この船舶の大きさは、第 25 規則 1 の表 3 の適用最小値を下回っている。
the ship's capacity is below the minimum capacity threshold in table
3 of regulation 25.1 _____ ☐

7 二酸化炭素放出抑制航行手引書

Ship Energy Efficiency Management Plan

7. 1 この船舶には、第 26 規則に従って二酸化炭素放出抑制航行手引書が交付されて
いる。

The ship is provided with a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP)
in compliance with regulation 26 _____ ☐

8 二酸化炭素放出抑制指標計算書

EEDI technical file

8. 1 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書には、二酸化炭素放出抑制指標計算書が第 22
規則 1 に従って添付されている。

The IEE Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance
with regulation 22.1 _____ ☐

8. 1. 1 二酸化炭素放出抑制指標計算書の識別／確認番号

The EEDI technical file identification/verification number __

8. 1. 2 二酸化炭素放出抑制指標計算書の確認日

The EEDI technical file verification date _____

9 航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書

EEXI technical file

9. 1 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書には、航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書が
第 23 規則 1 に従って添付されている。

The IEE Certificate is accompanied by the EEXI technical file in compliance
with regulation 23.1 _____ ☐

9. 1. 1 航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書の識別／確認番号

The EEXI technical file identification/verification number __

9. 1. 2 航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書の確認日

The EEXI technical file verification date _____

- 9.2 航行時二酸化炭素放出抑制指標の代わりに二酸化炭素放出抑制指標が使用されるため、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書には、航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書は添付されない。

The IEE Certificate is not accompanied by the EEXI technical file as the attained EEDI is used as an alternative to the attained EEXI _____□

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

_____において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at _____

(Place of issue of Record)

(発給の日)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

第一号の五の五様式（第一条の二十九関係）（平24国交令91・追加、令元国交令20・令2
国交令98・一部改正）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査
等に関する規則第1条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつ てはその代表者の 氏名			
船籍港又は定係港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量トン数	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の4の規定による総トン数を記載するこ
と。

第一号の五の六様式（第一条の三十関係）（平24国交令91・追加、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の30第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名			
証書の番号			
証書の交付年月日			
証書の交付者			
再交付を受けようとする理由			
備 考			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第一号の五の七様式（第一条の三十一関係）（平24国交令91・追加、令元国交令20・令2
国交令98・一部改正）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の31第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名			
証書の番号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。

第一号の六様式（第三条関係）

第一号の六様式（第三条関係）（平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14国
交令98・一部改正、平16国交令93・旧第一号様式繰下・一部改正、平22国交令37・平24国交令
91・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

検 査 引 継 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

船 名 (物 件 の 名 称)		船 舶 番 号 (物件の製造番号)	
船舶所有者又は物件 の所有者の氏名又は 名称及び住所並びに 法人にあつてはその 代表者の氏名			
検 査 の 種 類			
引継ぎ後検査を受け ようとする時期			
引継ぎ後検査を受け ようとする場所			
検査の引継ぎを受け ようとする理由			
備 考			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第二号様式（第五条関係）

第二号様式（第五条関係）（昭61運令40・平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・
平14国交令98・平15国交令93・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・
令2国交令98・一部改正）

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引
書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質
放出防止措置手引書検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量トン数	
船 舶 の 長 さ		航行する海域	
国際航海に従事する船舶であるかどうかの別		最大搭載人員	
検 査 の 種 類			
検査を受けようとする時期		検査を受けようとする場所	
備 考			

- （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。

第三号様式（第五条関係）（昭61運令40・平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・
平14国交令98・平15国交令93・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・
令2国交令98・一部改正）

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書
等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防
止措置手引書臨時航行検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
総 ト ン 数		船 舶 の 長 さ	
最 大 搭 載 人 員			
臨時航行検査を受けようとする時期			
臨時航行検査を受けようとする場所			
臨時に航行の用に供しようとする期間、航路及び理由			
最近一年間に臨時航行検査を受けて臨時に航行の用に供した日数			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー又は有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとするときは、その旨及びタンカーにあつては、載貨重量トン数を備考欄に記載すること。

第四号様式（第五条関係）

第四号様式（第五条関係）（平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14国交令98

・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

海洋汚染等防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第3項の規定により、次のとおり申請します。

予備検査を受けようとする物件の名称、型式及び数	
製造者の氏名又は名称	
予備検査を受けようとする時期	
予備検査を受けようとする事業場の名称及び所在地	
予 備 検 査 の 種 類	
製 造 番 号	
備 考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 改造、修理又は整備に係る予備検査を受ける物件にあつては、その略歴を備考欄に記載すること。

海 洋 汚 染 等 防 止 証 書

第 号

船名	
船舶番号	
船籍港又は定係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日まで
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の37第1項の規定により交付する。 年 月 日 地運 方輸 地運 地運 地運 沖運 方輸 方輸 方輸 方輸 方輸 方輸 監輸 監輸 監輸 監輸 監輸 監輸 局輸 局輸 局輸 局輸 局輸 局輸 海運 海運 海運 海運 海運 海運 支事 支事 支事 支事 支事 支事 局務 局務 局務 局務 局務 局務 所務 所務 所務 所務 所務 所務 長長 長長 長長 長長 長長 長長 	
条	件

第七号様式（第十九条関係）

第七号様式（第十九条関係）（昭61運令40・平元運令24・平4 運令30・平6 運令12・平9 運令83
 ・平14国交令98・平15国交令98・平16国交令98・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20
 ・令2 国交令98・一部改正）

海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
 並びに法人にあつては
 その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船 籍 港 又 は 定 係 港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量 トン 数	
航 行 す る 海 域		最大搭載 人 員	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。

第八号様式（第二十一条、第二十八条関係）（平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14国交令98・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第21条第4項
第28条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
海洋汚染等防止証書の番号			
海洋汚染等防止証書の有効期間			
国際海洋汚染等防止証書の番号			
国際海洋汚染等防止証書の有効期間			
運航予定			
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 不要な文字は、抹消すること。
3 海洋汚染等防止証書の有効期間を延長する場合にあつては、国際海洋汚染等防止証書の番号の欄及び国際海洋汚染等防止証書の有効期間の欄は、抹消すること。

第九号様式（第二十三条関係）

第九号様式（第二十三条関係）（昭61運令40・全改、平元運令24・平4 運令30・平14国交令79
・平14国交令98・平15国交令93・平16国交令93・平18国交令30・平22国交令37・一部改正）

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

臨時海洋汚染等防止証書

第 号

船 名	
船 舶 番 号	
船 舶 所 有 者	
総 ト ン 数	
航 路	
最大搭載人員	
条 件	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の41第2項の規定により交付する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長	

印

第十号様式（第二十四条関係）（昭61運令40・平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14国交令98・平15国交令93・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

臨時海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
総トン数		最大搭載人員	
臨時に航行の用に供しようとする期間、航路及び理由			
最近一年間に臨時に航行の用に供した日数			
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー又は有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとするときは、その旨及びタンカーにあつては、載貨重量トン数を備考欄に記載すること。

第十一号様式（第二十五条関係）（昭59運令18・昭61運令40・平元運令24・平4運令30・平9運令46・平14国交令79・平14国交令86・平16国交令93・平16国交令98
・平18国交令12・平18国交令30・平22国交令37・平26国交令81・一部改正）

(一)

船名	
船舶番号	
船舶港又は定係港	
船舶所有者	

海洋汚染等防止検査手帳

年 月 日交付

地方運輸局長	
地方運輸局運輸部長	
地方運輸局海事事務所長	
運輸監理部海事事務所長	
地方運輸局運輸支局海事事務所長	
沖縄運輸総事務所局長	

印

(二)

記載の要領

1 (2)海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の保守の記録は、船舶所有者が検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。この場合において、種類の欄には、海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備にあつては、その種類、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書にあつては、その旨を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、当該保守の記録の記載を要しない。

2 (4)海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録の(i)(e)、(ii)(f)、(iii)(d)、(iv)(b)及び(v)(c)は、船舶船について、船舶協会が記載すること。

3 (5)検査の記録は、船舶協会が記載すること。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の46第2項に規定する検査を行ったときに、必要な事項を記載して添付すること。

(三)

(1) 検査の時期及びその執行の記録				
検査の時期	検査の種類	記	事	検査執行年月日 及び地方運輸局長等
				印
				印
				印
				印
				印
				印
				印
				印
				印

(四)

(2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手 引書の保守の記録					
時	期	種	類	保 守 の 内 容	備 考
	年 日				
	年 日				
	年 日				
	年 日				
	年 日				
	年 日				
	年 日				
	年 日				
	年 日				

(四)

(3) 海洋汚染等防止証書

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

第 号

船名	
船舶番号	
船舶籍又は関係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日まで

	張
	斗

(イ)

(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録
(i) すべての船舶に関する記録
(a) 船舶の区分
(b) ビルジ等排出防止設備の要目
(c) 同等物等
(d) 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書
(e) (a)から(d)までの変更の記録

(ii) タンカーに関する記録
(a) タンカーの区分
(b) 水バラスト等排出防止設備の要目
(c) 分離バラストタンク又は貨物艙原油洗浄設備の要目
(d) 貨物艙等の要目
(e) 同等物等
(f) (a)から(e)までの変更の記録

(iii) 有害液体物質ばら積船に関する記録 (a) 有害液体物質排出防止設備の要目 (b) 貨物艙等の要目 (c) 同等物等 (d) (a)から(c)までの変更の記録	(iv) ふん尿等排出防止設備に関する記録 (a) ふん尿等排出防止設備の要目 (b) (a)の変更の記録
---	--

(v) 有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録 (a) 有害水バラストの排出防止に関する設備の要目	(vi) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録 (a) 原動機の要目
	(b) 原動機取扱手引書
	(c) 硫黄酸化物放出低減装置の要目
(b) (a)の変更の記録	(d) 揮発性物質放出防止設備の要目
	(e) 船舶発生油等廃却設備の要目
	(f) (a)～(e)の変更の記録

(4)

(5) 検査の記録

--

第十二号様式（第二十六条関係）

第十二号様式（第二十六条関係）（平18国交令108・全改、平19国交令69・平22国交令56・平26

国交令73・平27国交令85・平28国交令84・平30国交令10・一部改正）

番 号 第 号
Certificate No. _____

国 際 油 汚 染 防 止 証 書

INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

（備考：この証書は、構造及び設備に関する記録によつて補足される。）

(Note: This certificate shall be supplemented by a Record of Construction and Equipment)



日本国

JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正され及び改正された
1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）に基づき、日本国政府の権限の
下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as
modified by the Protocol of 1978 relating thereto, as amended, (hereinafter referred to as “the Convention”)
under the authority of the Government of Japan :

船舶の要目Particulars of ship

船 名

Name of ship _____

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters _____

船 籍 港

Port of registry _____

総トン数

Gross tonnage _____

載貨重量（トン）

Deadweight of ship (tonnes) _____

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number _____

船舶の種類Type of ship

油タンカー

Oil tanker

条約附属書Ⅰ第2規則2に規定する貨物艀を有する船舶（油タンカーを除く。）

Ship other than an oil tanker with cargo tanks coming under regulation 2.2 of Annex I of the Convention.

上記の船舶以外の船舶

Ship other than any of the above.

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1. この船舶が、条約附属書 I 第 6 規則の規定により検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 6 of Annex I of the Convention; and

2. 検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態が全ての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書 I の関係要件に適合していること。

That the survey shows that the structure, equipment systems, fittings, arrangement and material of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of Annex I of the Convention.

この証書は、条約附属書 I 第 6 規則の規定による検査が行われることを条件として _____
_____ まで効力を有する。

This certificate is valid until _____ subject to surveys in accordance with regulation 6 of Annex I of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日 _____

Completion date of the survey on which this certificate is based: _____

_____ において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at _____
(Place of issue of certificate)

(発給の日付)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

条約附属書 I 第 6 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合してい

ると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation 6 of Annex I of the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

年次検査
Annual survey:

場所
Place: _____
日付
Date: _____
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長 (印章)
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長
(船級協会署名)

年次検査／中間検査
Annual／Intermediate survey:

場所
Place: _____
日付
Date: _____
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長 (印章)
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長
(船級協会署名)

年次検査／中間検査
Annual／Intermediate survey:

場所
Place: _____
日付
Date: _____
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長 (印章)
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長
(船級協会署名)

年次検査

Annual survey:

場 所

Place: _____

日 付

Date: _____

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

(印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

(船 級 協 会 署 名)

条約附属書 I 第10規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

ANNUAL/INTERMEDIATE SURVEY IN ACCORDANCE WITH REGULATION 10.8.3

条約附属書 I 第10規則8.3の規定に基づく年次検査/中間検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 10.8.3 of Annex I of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

場 所

Place: _____

日 付

Date: _____

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

(印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

(船 級 協 会 署 名)

条約附属書 I 第10規則 3 の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN 5 YEARS WHERE REGULATION 10.3 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約附属書 I 第10規則 3 の規定に従って_____まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 10.3 of Annex I of the Convention, be accepted as valid until _____

場 所

Place: _____

日 付

Date: _____

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

更新検査が完了し、条約附属書Ⅰ第10規則4の規定を適用する場合における裏書

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN COMPLETED AND REGULATION 10.4 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書Ⅰ第10規則4の規定に従つて_____まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 10.4 of Annex I of the Convention, be accepted as valid until _____

場 所

Place: _____

日 付

Date: _____

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書Ⅰ第10規則5又は6の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE REGULATION 10.5 OR 10.6 APPLIES

この証書は、条約附属書Ⅰ第10規則5又は6の規定に従つて_____まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with regulation 10.5 or 10.6 of Annex I of the Convention, be accepted as valid until _____

場 所

Place:

日 付

Date:

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書 I 第10規則 8 の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE WHERE REGULATION 10.8 APPLIES

条約附属書 I 第10規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 10.8 of Annex I of the Convention the new anniversary date is

場 所

Place:

日 付

Date:

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書 I 第10規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 10.8 of Annex I of the Convention the new anniversary date is

場 所

Place:

日 付

Date:

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地方運輸局運輸支局海事事務所長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

国際油汚染防止証書 (IOPP証書) の追補
 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate
 (IOPP Certificate)

油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録
 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS
 OTHER THAN OIL TANKERS

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰに定める油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関するものである。

in respect of the provisions of Annex I of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention").

1 船舶の要目

Particulars of ship

1.1 船 名

Name of ship _____

1.2 船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters _____

1.3 船 籍 港

Port of registry _____

1.4 総 ト ン 数

Gross tonnage _____

1.5 建 造 日

Date of build :

1.5.1 建造契約が結ばれた日

Date of building contract _____

1.5.2 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar

- stage of construction _____
- 1.5.3 引渡しが行われた日
Date of delivery _____
- 1.6 主要な改造（適用のある場合）
Major conversion (if applicable) :
- 1.6.1 改造契約が結ばれた日
Date of conversion contract _____
- 1.6.2 改造が開始された日
Date on which conversion was commenced _____
- 1.6.3 改造が完了した日
Date of completion of conversion _____
- 1.7 不測の事由により引渡しが遅れたため、主管庁により第1規則28.1に規定する「1979年12月31日以前に引渡しが行われた船舶」として承認された船舶
The ship has been accepted by the Administration as a “ship delivered on or before 31 December 1979” under regulation 1.28.1 due to unforeseen delay in delivery
- 2 機関区域のビルジ及び燃料油タンクからの油の排出を制御するための設備（第16規則及び第14規則）
Equipment for the control of oil discharge from machinery space bilges and oil fuel tanks (regulations 16 and 14)
- 2.1 燃料油タンクへの水バラストの積込み
Carriage of ballast water in oil fuel tanks:
- 2.1.1 通常の状態において燃料油タンクに水バラストを積載することができる船舶
The ship may under normal conditions carry ballast water in oil fuel tanks ☐
- 2.2 備えられている油水分離装置の種類
Type of oil filtering equipment fitted :
- 2.2.1 油水分離装置（15 ppm）（第14規則 6）
Oil filtering (15 ppm) equipment (regulation 14.6) ☐
- 2.2.2 自動排出停止装置付きビルジ用濃度監視装置を備えている油水分離装置（15 ppm）（第14規則 7）
Oil filtering (15 ppm) equipment with alarm and automatic stopping device (regulation 14.7) ☐
- 2.3 承認基準

Approval standards :

2.3.1 油水分離装置

The separating/filtering equipment :

- .1 決議A393 (X) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution A.393 (X) ; ☐
- .2 決議MEPC 60 (33) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.60 (33) ; ☐
- .3 決議MEPC 107 (49) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.107 (49) ; ☐
- .4 決議A233 (VII) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution A.233 (VII) ; ☐
- .5 決議A393 (X) 又は決議A233 (VII) によらない国内基準
に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with national standards
not based upon resolution A.393 (X) or A.233 (VII) ; ☐
- .6 承認されていないもの
has not been approved. ☐

2.3.2 附属処理装置は、決議A444 (XI) に基づき承認された。

The process unit has been approved in accordance with resolution A.444 (XI) ☐

2.3.3 油分濃度計

The oil content meter :

- .1 決議A393 (X) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution A.393 (X) ; ☐
- .2 決議MEPC 60 (33) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.60 (33) ; ☐
- .3 決議MEPC 107 (49) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.107 (49). ☐

2.4 装置の最大処理能力は、毎時_____立方メートル

Maximum throughput of the system is _____ m³/h

2.5 第14規則の規定の免除

Waiver of regulation 14 :

- 2.5.1 この船舶は、第14規則5の規定により第14規則1又は2の要件を免除されている。

The requirements of regulation 14.1 or 14.2 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 14.5.

- 2.5.1.1 この船舶は、専ら特別海域_____を航行する。

The ship is engaged exclusively on voyages within special area(s) : _____

□

- 2.5.1.2 この船舶は、国際高速船安全コードに基づき建造され、かつ、一航海の時間が24時間を超えない定期航路に従事している。

The ship is certified under the International Code of Safety for High-Speed Craft and engaged on a scheduled service with a turn-around time not exceeding 24 hours

- 2.5.2 この船舶は、全てのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。

The ship is fitted with holding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows :

□

タンクの識別記号 Tank identification	タンクの位置 Tank location		容 量 立方メートル Volume (m³)
	フレーム (から)―(まで) Frames (from)―(to)	左舷、中央、 右舷の別 Lateral position	
			総 容 量 : 立方メートル Total volume: m³

2 A 燃料油タンク保護 (第12A規則)

Oil fuel tank protection (regulation 12A)

- 2 A. 1 この船舶は、第12A規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の次の規定に適合している。

The ship is required to be constructed according to regulation 12 A and complies with the requirements of :

6 及び 7 又は 8 (二重船殻構造)

paragraphs 6 and either 7 or 8 (double hull construction)



11 (事故時の燃料油流出性能)

paragraph 11 (accidental oil fuel outflow performance).



2 A. 2 この船舶は、第12A規則に適合することが要求されていない。

The ship is not required to comply with the requirements of regulation 12 A.



3 油性残留物（スラッジ）の保留と処分の方法（第12規則）及びビルジ貯留タンク

Means for retention and disposal of oil residues (sludge) (regulation 12) and oily bilge water holding tank(s)

3.1 この船舶は、油性残留物（スラッジ）の船内保留のための次の油性残留物（スラッジ）タンクを備えている。

The ship is provided with oil residue (sludge) tanks for retention of oil residues (sludge) on board as follows :

タンクの 識別記号 Tank identification	タンクの位置 Tank location		容 量 立方メートル Volume (m ³)
	フレーム (から)―(まで) Frames (from)―(to)	左舷、中央、 右舷の別 Lateral position	
			総 容 量 : 立方メートル Total volume: m ³

3.2 油性残留物（スラッジ）タンク内に保留された油性残留物（スラッジ）の処分方法

Means for the disposal of oil residues (sludge) retained in oil residue (sludge) tanks :

3.2.1 油性残留物（スラッジ）の焼却設備

Incinerator for oil residues (sludge)



3.2.2 油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) ☐

3.2.3 他の有効な方法を表示すること

Other acceptable means, state which : ☐

3.3 この船舶は、ビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。

The ship is provided with holding tank(s) for the retention on board of oily bilge water as follows :

タンクの 識別記号 Tank identification	タンクの位置 Tank location		容 量 立方メートル Volume (m ³)
	フレーム (から)ー(まで) Frames (from)ー(to)	左舷、中央、 右舷の別 Lateral position	
			総 容 量 : 立方メートル Total volume: m ³

4 標準排出連結具（第13規則）

Standard discharge connection (regulation 13)

4.1 この船舶は、第13規則の規定に適合する標準排出連結具を取り付けており、機関区域のビルジ及びスラッジを受入施設に排出するための管を備えている。

The ship is provided with a pipeline for the discharge of residues from machinery bilges and sludges to reception facilities, fitted with a standard discharge connection in accordance with regulation 13 ☐

5 油濁防止緊急措置手引書／海洋汚染防止緊急措置手引書（第37規則）

Shipboard oil / marine pollution emergency plan (regulation 37)

5.1 この船舶は、第37規則に従って油濁防止緊急措置手引書を備えている。

The ship is provided with a shipboard oil pollution emergency plan in compliance with regulation 37 ☐

5.2 この船舶は、第37規則 3 に従って海洋汚染防止緊急措置手引書を備えている。

The ship is provided with a shipboard marine pollution emergency plan in compliance with regulation 37.3 ☐

6 免除

Exemption

6.1 この記録の _____

項の項目につき、条約附属書 I 第 3 章の要件は、第 3 規則 1 の規定に基づき主管庁によって免除されている。

Exemptions have been granted by the Administration from the requirements of chapter 3 of Annex I of the Convention in accordance with regulation 3.1 on those items listed under paragraph(s) _____

_____ of this Record. ☐

7 同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置（第 5 規則）

Equivalents (regulation 5)

7.1 この記録の _____

項の項目につき、附属書 I の要件と同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置が主管庁によって承認されている。

Equivalents have been approved by the Administration for certain requirements of Annex I on those items listed under paragraph(s) _____

_____ of this Record. ☐

8 極海コード II—A 部第 1 章の適合

Compliance with part II—A—chapter 1 of the Polar Code

8.1 この船舶は、極海コードの序章及び II—A 部第 1 章 1.2 の環境に係る規定の追加要件に適合している。

The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part II—A of the Polar Code. ☐

この記録は、全ての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ において発給した。

Issued at _____

COUNTERSIGNED :

Principal Ship Inspector

国際油汚染防止証書 (IOPP証書) の追補
Supplement to the International Oil
Pollution Prevention Certificate
(IOPP Certificate)

油タンカーの構造及び設備に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）附属書 I に定める油タンカーの構造及び設備に関するものである。

in respect of the provisions of Annex I of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention").

1 船舶の要目

Particulars of ship

- 1.1 船 名
Name of ship _____
- 1.2 船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters _____
- 1.3 船 籍 港
Port of registry _____
- 1.4 総トン数
Gross tonnage _____
- 1.5 船舶の積載容量 (立方メートル)
Carrying capacity of ship _____ (m³)
- 1.6 船舶の載貨重量 (トン) (第1規則23)
Deadweight of ship _____ (tonnes) (regulation 1.23)
- 1.7 船舶の長さ (メートル) (第1規則19)
Length of ship _____ (m) (regulation 1.19)
- 1.8 建 造 日
Date of build:
 - 1.8.1 建造契約が結ばれた日
Date of building contract _____
 - 1.8.2 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of

construction

1. 8. 3 引渡しが行われた日
Date of delivery _____
1. 9 主要な改造（適用のある場合）
Major conversion (if applicable):
1. 9. 1 改造契約が結ばれた日
Date of conversion contract _____
1. 9. 2 改造が開始された日
Date on which conversion was commenced _____
1. 9. 3 改造が完了した日
Date of completion of conversion _____
1. 10 不測の事由による引渡しの遅れ
Unforeseen delay in delivery:
1. 10. 1 不測の事由により引渡しが遅れたため、主管庁により第1規則28.1に規定する「1979年12月31日以前に引渡しが行われた船舶」として容認された船舶
The ship has been accepted by the Administration as a “ship delivered on or before 31 December 1979” under regulation 1.28.1 due to unforeseen delay in delivery ☐
1. 10. 2 不測の事由により引渡しが遅れたため、主管庁により第1規則28.3に規定する「1982年6月1日以前に引渡しが行われた油タンカー」として容認された船舶
The ship has been accepted by the Administration as an “oil tanker delivered on or before 1 June 1982” under regulation 1.28.3 due to unforeseen delay in delivery ☐
1. 10. 3 不測の事由により引渡しが遅れたため、第26規則の規定を適用することが要求されていない船舶
The ship is not required to comply with the provisions of regulation 26 due to unforeseen delay in delivery ☐
1. 11 船舶の種類
Type of ship:
1. 11. 1 原油タンカー
Crude oil tanker ☐
1. 11. 2 精製油運搬船
Product carrier ☐
1. 11. 3 第20規則2に規定する燃料油若しくは重質ディーゼル油又は

- 潤滑油を運搬しない精製油運搬船
Product carrier not carrying fuel oil or heavy diesel oil as referred to in regulation 20.2, or lubricating oil ☐
1. 11. 4 原油・精製油運搬船
Crude oil/product carrier ☐
1. 11. 5 兼用船
Combination carrier ☐
1. 11. 6 条約附属書 I 第 2 規則 2 に規定する貨物艙を有する船舶（油タンカーを除く。）
Ship, other than an oil tanker, with cargo tanks coming under regulation 2.2 of Annex I of the Convention ☐
1. 11. 7 第 2 規則 4 に規定する精製油を運送する油タンカー
Oil tanker dedicated to the carriage of products referred to in regulation 2.4 ☐
- 2 機関区域のビルジ及び燃料油タンクからの油の排出を制御するための設備（第16規則及び第14規則）
Equipment for the control of oil discharge from machinery space bilges and oil fuel tanks (regulations 16 and 14)
2. 1 燃料油タンクへの水バラストの積込み
Carriage of ballast water in oil fuel tanks:
2. 1. 1 通常の状態において燃料油タンクに水バラストを積載することができる船舶
The ship may under normal conditions carry ballast water in oil fuel tanks ☐
2. 2 備えられている油水分離装置の種類
Type of oil filtering equipment fitted:
2. 2. 1 油水分離装置（15 ppm）（第14規則 6）
Oil filtering (15 ppm) equipment (regulation 14.6) ☐
2. 2. 2 自動排出停止装置付きビルジ用濃度監視装置を備えている油水分離装置（15 ppm）（第14規則 7）
Oil filtering (15 ppm) equipment with alarm and automatic stopping device (regulation 14.7) ☐
2. 3 承認基準
Approval standards:
2. 3. 1 油水分離装置
The separating/filtering equipment:

- . 1 決議 A 393 (X) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution A.393 (X); ☐
- . 2 決議 M E P C 60~~33~~ に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.60~~33~~; ☐
- . 3 決議 M E P C 107~~49~~ に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.107~~49~~; ☐
- . 4 決議 A 233 (VII) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution A.233 (VII); ☐
- . 5 決議 A 393 (X) 又は決議 A 233 (VII) によらない国内基準に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with national standards not based upon resolution A.393 (X) or A.233 (VII); ☐
- . 6 承認されていないもの
has not been approved ☐
- 2.3.2 附属処理装置は、決議 A 444 (X I) に基づき承認された。
The process unit has been approved in accordance with resolution A.444 (X I) ☐
- 2.3.3 油分濃度計
The oil content meter:
- . 1 決議 A 393 (X) に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution A.393 (X); ☐
- . 2 決議 M E P C 60~~33~~ に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.60~~33~~; ☐
- . 3 決議 M E P C 107~~49~~ に基づき承認されたもの
has been approved in accordance with resolution MEPC.107~~49~~; ☐
- 2.4 装置の最大処理能力は、毎時 _____ 立方メートル
Maximum throughput of the system is _____ m³/h
- 2.5 第14規則の規定の免除
Waiver of regulation 14 :

- 2.5.1 この船舶は、第14規則5の規定により第14規則1又は2の要件を免除されている。この船舶は、専ら特別海域_____

_____を航行する。

The requirements of regulation 14.1 or 14.2 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 14.5 The ship is engaged exclusively on voyages within special area(s) :

☐

- 2.5.2 この船舶は、全てのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。

The ship is fitted with holding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows :

☐

タンクの 識別記号 Tank identification	タンクの位置 Tank location		容 量 立方メートル Volume (m ³)
	フレーム (から)―(まで) Frames (from)―(to)	左舷、中央、 右舷の別 Lateral position	
			総 容 量 : 立方メー 下ル Total volume: _____ m ³

- 2.5.3 ビルジタンクの代わりに、ビルジをスロップタンクに移送するための設備を備えている。

In lieu of the holding tank(s) the ship is provided with arrangements to transfer bilge water to the slop tank

☐

2 A 燃料油タンク保護 (第12A 規則)

Oil fuel tank protection (regulation 12 A)

- 2 A. 1 この船舶は、第12A規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の次の規定に適合している。

The ship is required to be constructed according to regulation 12 A and complies with the requirements of :

6 及び 7 又は 8 (二重船殻構造)

paragraphs 6 and either 7 or 8 (double hull construction) ☐

11 (事故時の燃料油流出性能)

paragraph 11 (accidental oil fuel outflow performance). ☐

2 A. 2 この船舶は、第12A規則に適合することが要求されていない。

The ship is not required to comply with the requirements of regulation 12A. ☐

3 油性残留物（スラッジ）の保留と処分の方法（第12規則）及びビルジ貯留タンク

Means for retention and disposal of oil residues (sludge) (regulation 12) and oily bilge water holding tank(s)

3.1 この船舶は、油性残留物（スラッジ）の船内保留のための次の油性残留物（スラッジ）タンクを備えている。

The ship is provided with oil residue (sludge) tanks for retention of oil residues (sludge) on board as follows :

タンクの 識別記号 Tank identification	タンクの位置 Tank location		容 量 立方メートル Volume (m ³)
	フレーム (から)―(まで) Frames (from)―(to)	左舷、中央、 右舷の別 Lateral Posit- ion	
			総 容 量 : 立方メー 下ル Total volume: m ³

3.2 油性残留物（スラッジ）タンク内に保留された油性残留物（スラッジ）の処分方法

Means for the disposal of oil residues (sludge) retained in oil residue (sludge) tanks :

3.2.1 油性残留物（スラッジ）の焼却設備

Incinerator for oil residues (sludge) ☐

3.2.2 油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) ☐

3.2.3 他の有効な方法を表示すること

Other acceptable means, state which : _____ ☐

- 3.3 この船舶は、ビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。

The ship is provided with holding tank(s) for the retention on board of oily bilge water as follows :

タンクの 識別記号 Tank identification	タンクの位置 Tank location		容 量 立方メートル Volume (m ³)
	フレーム (から)ー(まで) Frames (from) — (to)	左舷、中央、右舷 の別 Lateral position	
			総 容 量 :立方メートル Total volume :m ³

- 4 標準排出連結具 (第13規則)

Standard discharge connection (regulation 13)

- 4.1 この船舶は、第13規則の規定に適合する標準排出連結具を取り付けており、機関区域のビルジ及びスラッジを受入施設に排出するための管を備えている。

The ship is provided with a pipeline for the discharge of residues from machinery bilges and sludges to reception facilities, fitted with a standard discharge connection in accordance with regulation 13 ☐

- 5 構造 (第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則)

Construction (regulations 18,19,20,23,26,27,28 and 33)

- 5.1 第18規則の要件に従って、この船舶は、第18規則 9 の規定に適合する分離バラストタンカーとしての資格を有する。

In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is

qualified as a segregated ballast tanker in compliance with regulation 18.9 ☐

- 5.2 第18規則の規定に適合する分離バラストタンクは、次のように配置されている。

Segregated ballast tanks (SBT) in compliance with regulation 18 are distributed as follows :

タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume (m ³)	タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume (m ³)
		総容積 : _____ 立方メートル Total volume : _____ m ³	

- 5.3 貨物艙原油洗浄設備

Crude oil washing (COW) :

- 5.3.1 この船舶は、第33規則の規定に適合する貨物艙原油洗浄設備を備えている。

The ship is equipped with a COW system in compliance with regulation 33 ☐

- 5.3.2 この船舶は、第33規則の規定に適合する貨物艙原油洗浄設備を備えているが、その有効性は、第33規則 1 及び改定された貨物艙原油洗浄設備の仕様書 (決議 A 497(XII) 及び 決議 A 897 (21) により改正された決議 A 446(XI)) の 4.2.10 の規定により確認されたものではない。

The ship is equipped with a COW system in compliance with regulation 33 except that the effectiveness of the system has not been confirmed in accordance with regulation 33.1 and paragraph 4.2.10 of the Revised COW Specifications (resolution A.446(XI) as amended by resolutions A.497(XII) and A.897 (21)) ☐

- 5.3.3 この船舶は、_____年_____月_____日付けの有効な貨物艙原油洗浄設備の操作及び設備の手引書を備えている。

The ship has been supplied with a valid Crude Oil Washing Operations and Equipment Manual which is dated _____ ☐

- 5.3.4 この船舶は、貨物艙原油洗浄設備を備えることを要求されて

いないが、改定された貨物艙原油洗浄設備の仕様書(決議A 497 (XII)及び決議A 897 (21)により改正された決議A 446(XI))の安全の見地からの要件に適合する貨物艙原油洗浄設備を備えている。

The ship is not required to be but is equipped with COW in compliance with the safety aspects of the Revised COW Specifications (resolution A.446(XI) as amended by resolutions A.497(XII) and A.897 (21))

□

5.4 貨物艙の大きさ及び配置の制限 (第26規則)

Limitation of size and arrangements of cargo tanks (regulation 26) :

- 5.4.1 この船舶は、第26規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。

The ship is required to be constructed according to, and complies with, the requirements of regulation 26

□

- 5.4.2 この船舶は、第26規則 4 に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則 4 の規定に適合している。
(第2規則2参照)

The ship is required to be constructed according to, and complies with, the requirements of regulation 26.4 (see regulation 2.2)

□

5.5 区画及び復原性 (第28規則)

Subdivision and stability (regulation 28) :

- 5.5.1 この船舶は、第28規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。

The ship is required to be constructed according to, and complies with, the requirements of regulation 28

□

- 5.5.2 第28規則 5 の規定により要求される情報及び資料は、承認された様式でこの船舶に提供されている。

Information and data required under regulation 28.5 have been supplied to the ship in an approved form

□

- 5.5.3 この船舶は、第27規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。

The ship is required to be constructed according to, and complies with, the requirements of regulation 27

□

- 5.5.4 第27規則の規定により要求される兼用船の情報及び資料は、承認された記入方法により、この船舶に提供されている。

Information and data required under regulation 27 for combination carriers have been supplied to the ship in a written procedure approved by the Administration ☐

- 5.5.5 この船舶は、第28規則 6 の規定に基づき承認された復原性計算機を備えている。

The ship is provided with an Approved Stability Instrument in accordance with regulation 28.6 ☐

- 5.5.6 この船舶は、第 3 規則 6 の規定により第28規則 6 の要件を免除されている。復原性は次の方法によって検証される。

The requirements of regulation 28.6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is verified by the following means :

- .1 第28規則 5 の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件においてのみ荷積みを行う。

loading only to approved conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5 ☐

- .2 検証は主管庁によって承認された手段により、この船舶以外の場所で行われる。

verification is made remotely by a means approved by the Administration : ☐

- .3 第28規則 5 の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件の範囲内で荷積みを行う。

loading within an approved range of loading conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5 ☐

- .4 第28規則 5 の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記され非損傷時及び損傷時の復原性の要件を満たす承認された KG/GM 曲線に基づき荷積みを行う。

loading in accordance with approved limiting KG/GM curves covering all applicable intact and damage stability requirements defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5 ☐

- 5.6 二重船殻構造

Double-hull construction :

- 5.6.1 この船舶は、第19規則に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の次の規定に適合している。

The ship is required to be constructed according to regulation 19 and complies with the requirements of:

- .1 (3) (二重船殻構造) ☐
 paragraph(3) (double-hull construction)
- .2 (4) (中間甲板付き二重船側構造) ☐
 paragraph(4) (mid-height deck tankers with double side construction)
- .3 (5) (海洋環境保護委員会が承認するその他の方法) ☐
 paragraph(5) (alternative method approved by the Marine Environment Protection Committee)

- 5.6.2 この船舶は、第19規則 6 に定めるところにより建造することが要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。

The ship is required to be constructed according to and complies with the requirements of regulation 19.6 ☐

- 5.6.3 この船舶は、第19規則の要件に適合することが要求されていない。

The ship is not required to comply with the requirements of regulation 19 ☐

- 5.6.4 この船舶は、第20規則の適用を受け、

The ship is subject to regulation 20 and:

- .1 _____年____月____日以前に第19規則 2 から 5 まで、7 及び 8 並びに第28規則 6 の規定に適合することが要求されている。
 is required to comply with paragraphs 2 to 5, 7 and 8 of regulation 19 and regulation 28 in respect of paragraph 28.6
 not later than _____ ☐
- .2 第20規則 5 に従い _____年____月____日まで運航の継続が認められている。
 is allowed to continue operation in accordance with regulation 20.5
 until _____ ☐
- .3 第20規則 7 に従い _____年____月____日まで運航の継続が認められている。

- is allowed to continue operation in accordance with regulation 20.7
until _____ ☐
- 5.6.5 この船舶は、第20規則の適用を受けていない（適用のある枠に印を付ける）。
The ship is not subject to regulation 20 (check which box(es) apply) :
- .1 載貨重量が5,000トン未満の船舶
The ship is less than 5,000 tonnes deadweight ☐
- .2 第20規則1.2の規定に適合する船舶
The ship complies with regulation 20.1.2 ☐
- .3 第20規則1.3の規定に適合する船舶
The ship complies with regulation 20.1.3 ☐
- 5.6.6 この船舶は、第21規則の適用を受け、
The ship is subject to regulation 21 and :
- .1 _____年____月____日以前に第21規則4の規定に適合することが要求されている。
is required to comply with regulation 21.4
not later than _____ ☐
- .2 第21規則5に従い____年____月____日まで運航の継続が認められている。
is allowed to continue operation in accordance with regulation 21.5
until _____ ☐
- .3 第21規則6.1に従い____年____月____日まで運航の継続が認められている。
is allowed to continue operation in accordance with regulation 21.6.1
until _____ ☐
- .4 第21規則6.2に従い____年____月____日まで運航の継続が認められている。
is allowed to continue operation in accordance with regulation 21.6.2
until _____ ☐
- .5 第21規則7.2に従い第21規則の規定の適用を免除されている。
is exempted from the provisions of regulation 21 in accor-

dance with regulation 21.7.2 ☐

- 5.6.7 この船舶は、第21規則の適用を受けていない（適用のある枠に印を付ける）。

The ship is not subject to regulation 21 (check which box(es) apply) :

- .1 載貨重量が⁸600トン未満の船舶 ☐
The ship is less than 600 tonnes deadweight

- .2 第19規則の規定に適合する船舶 ☐
(載貨重量トン数 $\geq 5,000$)
The ship complies with regulation 19
(Deadweight tonnes $\geq 5,000$)

- .3 第21規則1.2の規定に適合する船舶 ☐
The ship complies with regulation 21.1.2

- .4 第21規則4.2の規定に適合する船舶 ☐
($600 \leq$ 載貨重量トン数 $< 5,000$)
The ship complies with regulation 21.4.2
($600 \leq$ Deadweight tonnes $< 5,000$)

- .5 この船舶はマルポール条約附属書 I 第21規則 2 に規定される「重質油」を輸送しない。 ☐
The ship does not carry heavy grade oil as defined in regulation 21.2 of MARPOL Annex I

- 5.6.8 この船舶は、第22規則の適用を受け、
The ship is subject to regulation 22 and :

- .1 第22規則 2 の規定に適合している。 ☐
complies with the requirements of regulation 22.2

- .2 第22規則 3 の規定に適合している。 ☐
complies with the requirements of regulation 22.3

- .3 第22規則 5 の規定に適合している。 ☐
complies with the requirements of regulation 22.5

- 5.6.9 この船舶は、第22規則の適用を受けていない。 ☐
The ship is not subject to regulation 22

- 5.7 事故時の油流出性能
Accidental oil outflow performance:

- 5.7.1 この船舶は、第23規則の規定に適合している。 ☐
The ship complies with the requirements of regulation 23

- 6 船内における油の保留（第29規則、第31規則及び第32規則）

Retention of oil on board (regulations 29, 31 and 32)

6.1 バラスト用油排出監視制御装置

Oil discharge monitoring and control system :

- 6.1.1 この船舶は、決議 A 496(XII)又は A 586(14)で定義される _____
_____油タンカーとして分類されるものである。

The ship comes under category _____ oil tanker as defined in
resolution A.496(XII) or A.586(14) ☐

- 6.1.2 バラスト用油排出監視制御装置は決議 MEPC 108(49)に基づ
き承認された。

The oil discharge monitoring and control system has been ap-
proved in accordance with resolution MEPC.108(49)

- 6.1.3 この装置は、次のもので構成される。

The system comprises:

- .1 監視ユニット
control unit ☐
- .2 演算ユニット
computing unit ☐
- .3 計算ユニット
calculating unit ☐

- 6.1.4 この装置は、次のものを備えている。

The system is:

- .1 始動連動装置
fitted with a starting interlock ☐
- .2 自動排出停止装置
fitted with automatic stopping device ☐

- 6.1.5 油分濃度計は、次の油に適しているものとして決議 A 393
(X)、A 586(14)又は決議 MEPC 108(49)に基づき承認された。

The oil content meter is approved under the terms of resolu-
tion A.393(X) or A.586(14) or MEPC.108(49) suitable for:

- .1 原油
crude oil ☐
- .2 重質精製油
black products ☐
- .3 軽質精製油
white products ☐

- 6.1.6 この船舶は、バラスト用油排出監視制御装置のための操作手

引書を備えている。

The ship has been supplied with an operations manual for the
oil discharge monitoring and control system ☐

6.2 スロップタンク

Slop tanks :

- 6.2.1 この船舶は、次の規定により、_____のスロップタンクを備えており、その総容量は、総貨物艙積載容積の_____パーセントに相当する_____立方メートルである。

The ship is provided with _____ dedicated slop tank(s) with the total capacity of _____ m³, which is _____ % of the oil carrying capacity, in accordance with: ☐

.1 第29規則2.3

regulation 29.2.3 ☐

.2 第29規則2.3.1

regulation 29.2.3.1 ☐

.3 第29規則2.3.2

regulation 29.2.3.2 ☐

.4 第29規則2.3.3

regulation 29.2.3.3 ☐

- 6.2.2 貨物艙が、スロップタンクとして指定されている。

Cargo tanks have been designated as slop tanks ☐

6.3 油水境界面検出器

Oil/water interface detectors :

- 6.3.1 この船舶は、決議MEPC 5 (XIII) に基づき承認された油水境界面検出器を備えている。

The ship is provided with oil/water interface detectors approved under the terms of resolution MEPC.5 (XIII) ☐

6.4 第29規則、第31規則及び第32規則の規定の免除

Exemptions from regulation 29, 31 and 32 :

- 6.4.1 この船舶は、第2規則4の規定により、第29規則、第31規則及び第32規則の要件を免除されている。

The ship is exempted from the requirements of regulations 29, 31 and 32 in accordance with regulation 2.4 ☐

- 6.4.2 この船舶は、第2規則2の規定により、第29規則、第31規則及び第32規則の要件を免除されている。

The ship is exempted from the requirements of regulations

29, 31 and 32 in accordance with regulation 2.2

☐

6.5 規定の免除

Waiver of regulation:

- 6.5.1 この船舶は、第3規則5の規定により第31規則及び第32規則の要件を免除されている。この船舶は、専ら

The requirements of regulations 31 and 32 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.5. The ship is engaged exclusively on:

- .1 第2規則5による特殊な運航である _____ に従事する。

specific trade under regulation 2.5 : _____

☐

- .2 特別海域 _____ を航行する。

voyages within special area(s) : _____

☐

- .3 特別海域外において、連続して航行する時間が72時間以内であつていずれか一の国の領海の基線から50海里以内の海域 _____ を航行する。

voyages within 50 nautical miles of the nearest land outside special area(s) of 72 hours or less in duration restricted to : _____

☐

7 ポンプ、管系及び排出設備（第30規則）

Pumping, piping and discharge arrangements (regulation 30)

- 7.1 分離バラストの船外排出口は、

The overboard discharge outlets for segregated ballast are located:

- 7.1.1 喫水線の上に位置している。

Above the waterline

☐

- 7.1.2 喫水線の下方に位置している。

Below the waterline

☐

- 7.2 排出用マニホルド以外のクリーンバラストの船外排出口は、

The overboard discharge outlets, other than the discharge manifold, for clean ballast are located:

- 7.2.1 喫水線の上に位置している。

- Above the waterline ☐
- 7.2.2 喫水線の下方に位置している。
- Below the waterline ☐
- 7.3 排出用マニホールド以外の汚れたバラスト又は貨物艙内の油に汚染された水の船外排出口は、
- The overboard discharge outlets, other than the discharge manifold, for dirty ballast water or oil-contaminated water from cargo tank areas are located:
- 7.3.1 喫水線の上に位置している。
- Above the waterline ☐
- 7.3.2 第30規則6.5の規定に適合するパートフロー装置を備えた上で喫水線の下方に位置している。
- Below the waterline in conjunction with the part flow arrangements in compliance with regulation 30.6.5 ☐
- 7.3.3 喫水線の下方に位置している。
- Below the waterline ☐
- 7.4 貨物油ポンプ及び貨物油管からの油の排出（第30規則4及び5）
- Discharge of oil from cargo pumps and oil lines (regulations 30.4 and 30.5) :
- 7.4.1 貨物油の取卸しの完了後全ての貨物油ポンプ及び貨物油管を空にする手段
- Means to drain all cargo pumps and oil lines at the completion of cargo discharge :
- .1 貨物艙又はスロップタンクのいずれかに排出することができる油抜きのための装置
- drainings capable of being discharged to a cargo tank or slop tank ☐
- .2 陸上への排出のために小さい径の特別の管を備えている。
- for discharge ashore a special small-diameter line is provided ☐
- 8 油濁防止緊急措置手引書／海洋汚染防止緊急措置手引書（第37規則）
- Shipboard oil / marine pollution emergency plan (regulation 37)
- 8.1 この船舶は、第37規則に従って油濁防止緊急措置手引書を備えている。
- The ship is provided with a shipboard oil pollution emergency plan in

compliance with regulation 37 ☐

- 8.2 この船舶は、第37規則 3 に従って海洋汚染防止緊急措置手引書を備えている。

The ship is provided with a shipboard marine pollution emergency plan in compliance with regulation 37.3 ☐

8 A 海上における船舶間貨物油積替作業（第41規則）

Ship-to-ship oil transfer operations at sea (regulation 41)

- 8 A. 1 この油タンカーは、第41規則に従って船舶間貨物油積替作業手引書を備えている。

The oil tanker is provided with an STS operations Plan in compliance with regulation 41. ☐

9 免除

Exemption

- 9.1 この記録の _____

項の項目につき、条約附属書 I 第 3 章の要件は、第 3 規則 1 の規定に基づき主管庁によって免除されている。

Exemptions have been granted by the Administration from the requirements of chapter 3 of Annex I of the Convention in accordance with regulation 3.1 on those items listed under paragraph(s) _____

_____ of this Record ☐

10 同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置（第 5 規則）

Equivalents (regulation 5)

- 10.1 この記録の _____

項の項目につき、附属書 I の要件と同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置が主管庁によって承認されている。

Equivalents have been approved by the Administration for certain requirements of Annex I on those items listed under paragraph(s) _____

_____ of this Record ☐

11 極海コード II—A 部第 1 章の適合

Compliance with part II—A—chapter 1 of the Polar Code

- 11.1 この船舶は、極海コードの序章及びⅡ－A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。

The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part Ⅱ－A of the Polar Code.



この記録は、全ての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

_____年_____月_____日_____において発給した。

Issued at _____

COUNTERSIGNED :

Principal Ship Inspector

第十二号の二様式（第二十六条関係）（平9運令45・全改、平12運令3・平14国交令79・平18国交令30・平18国交令102・一部改正）

番号 第 号
Certificate No.

ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書

INTERNATIONAL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE FOR
THE CARRIAGE OF NOXIOUS LIQUID SUBSTANCES IN BULK

日本国
JAPAN



1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, as amended (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

- 1 この船舶が、条約附属書Ⅱ第8規則の規定により検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 8 of Annex II of the Convention.

- 2 検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書Ⅱの関係要件に適合していること。

That the survey shows that the structure, equipment, systems, fittings, arrangements and material of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of Annex II of the Convention.

- 3 この船舶が、条約附属書Ⅱ第14規則の規定により要求される方法及び設備の基準に従い、手引書を備えること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置がすべての点において適合していること。

That the ship has been provided with a Procedures and Arrangements Manual as required by regulation 14 of Annex II of the Convention, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

- 4 この船舶は、次の有害液体物質をばら積みで運送していることにおいて条約附属書Ⅱに適している。ただし、条約附属書Ⅱのすべての関連操作規定が満足されることを条件とする。

That the ship complies with the requirements of Annex II to MARPOL 73/78 for the carriage in bulk of the following noxious liquid substances, provided that the all relevant operational provisions of Annex II of the Convention are observed.

有害液体物質 Noxious liquid substances	運送の状態（タンク 番号等） Conditions of carriage (tank numbers et- c.)	汚染分類 Pollution Category
署名及び日付のある別紙に続く。 Continued on additional signed and dated sheets		

この証書は、条約附属書Ⅱ第8規則の規定による検査が行われていることを条件として、_____まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys
in accordance with regulation 8 of Annex II of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of the survey on which this certificate is based :

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of Certificate)

(発給の日付)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

条約附属書Ⅱ第8規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation 8 of Annex II of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention :

年次検査

場 所

Annual survey:

Place.....

日 付

Date.....

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地方運輸局海事事務所長
 運輸監理部海事事務所長 (印章)
 地方運輸局運輸支局海事事務所長
 沖繩総合事務局長
 運輸事務所長
 (船級協会署名)

年次検査／中間検査

Annual/Intermediate survey:

場所

Place.....

日付

Date.....

地方運輸局長
 運輸監理部長
 地方運輸局運輸支局長
 地方運輸局海事事務所長
 運輸監理部海事事務所長 (印章)
 地方運輸局運輸支局海事事務所長
 沖繩総合事務局長
 運輸事務所長
 (船級協会署名)

年次検査／中間検査

Annual/Intermediate survey:

場所

Place.....

日付

Date.....

地方運輸局長
 運輸監理部長
 地方運輸局運輸支局長
 地方運輸局海事事務所長
 運輸監理部海事事務所長 (印章)
 地方運輸局運輸支局海事事務所長
 沖繩総合事務局長
 運輸事務所長
 (船級協会署名)

年次検査

Annual survey:

場所

Place.....

日付

Date.....

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長
 (船 級 協 会 署 名)

条約附属書Ⅱ第10規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with regulation 10.8.3

条約の附属書Ⅱ第10規則8.3の規定に基づく年次検査／中間検査において、この船舶が同条約の関連規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 10.8.3 of Annex II of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention.

場 所

Place _____

日 付

Date _____

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長
 (船 級 協 会 署 名)

条約附属書Ⅱ第10規則3の規定を適用する場合における5年未満の期間について

発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the Certificate if valid for less than 5 years where regulation 10.3 applies

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約附属書Ⅱ第10規則3の規定に従って _____

まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 10.3 of Annex II of the Convention, be accepted as valid until

場 所

Place

日 付

Date

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

(印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

更新検査が完了し、条約附属書Ⅱ第10規則4の規定を適用する場合における裏書
Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation 10.4
applies

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書Ⅱ第10規則4の規定に従つて.....
 まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 10.4 of Annex II of the Convention, be accepted as valid until

場 所

Place

日 付

Date

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地方運輸局海事事務所長
 運輸監理部海事事務所長 (印章)
 地方運輸局運輸支局海事事務所長
 沖縄総合事務局長
 運輸事務所長

条約附属書Ⅱ第10規則5又は6の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the Certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation 10.5 or 10.6 applies

この証書は、条約附属書Ⅱ第10規則5又は6の規定に従って.....
 まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with regulation 10.5 or 10.6 of Annex II of the Convention, be accepted as valid until

場 所
 Place.....

日 付
 Date.....

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地方運輸局海事事務所長 (印章)
 運輸監理部海事事務所長
 地方運輸局運輸支局海事事務所長
 沖縄総合事務局長
 運輸事務所長

条約附属書Ⅱ第10規則8の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where regulation 10.8 applies

条約附属書Ⅱ第10規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、.....
 とする。

In accordance with regulation 10.8 of Annex II of the Convention, the new anniversary date is

場 所

Place.....

日 付

Date.....

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書Ⅱ第10規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

In accordance with regulation 10.8 of Annex Ⅱ of the Convention, the new anniversary date is

場 所

Place.....

日 付

Date.....

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

(印章)

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

第十二号の三様式（第二十六条関係）（平17国交令74・全改、平18国交令30・平24国交令91
・平29国交令50・一部改正）

番号 第 号
Certificate No.

国 際 汚 水 汚 染 防 止 証 書
International Sewage Pollution Prevention Certificate



日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正され及び決議MEPC.115(51)によって改正された同条約（以下「条約」という。）に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, and as amended by resolution MEPC.115(51), (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

搭載を認められた人数

Number of persons which the ship is certified to carry

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

新造船／現存船

New/existing ship

第11規則 3が適用される船舶の種類

Type of ship for the application of regulation 11.3

新造旅客船／現存旅客船

New/existing passenger ship

旅客船以外の船舶

Ship other than a passenger ship

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は適用のある場合において、主要な改造、変更若しくは修理のための作業が開始された日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or, where applicable, date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced.....

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

- 1 この船舶が上記の条約の附属書Ⅳ第9規則及び第10規則の規定により次のふん尿等浄化装置／ふん尿等処理装置／ふん尿等貯留タンク及び排出管を備えていること。

That the ship is equipped with a sewage treatment plant / comminuter / holding tank and a discharge pipeline in compliance with regulations 9 and 10 of Annex IV of the Convention as follows:

1.1 ふん尿等浄化装置の説明

Description of the sewage treatment plant:

ふん尿等浄化装置の型式

Type of sewage treatment plant

製造者の名称

Name of manufacturer

ふん尿等浄化装置が決議MEPC. 2 (Ⅶ)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC. 2 (Ⅶ).

ふん尿等浄化装置が決議MEPC. 159(Ⅵ)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.159(Ⅵ).

ふん尿等浄化装置が決議MEPC.227(Ⅳ)によって採択された改正後のふん尿等浄化装置のための排水基準及び性能試験の実施に関するガイドラインで規定されている同ガイドライン第4.2項の基準を含む／含まない排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in the Guidelines on implementation of effluent standards and performance test for sewage treatment plants, adopted by resolution MEPC.227(Ⅳ), as amended, including / excluding the standards of

section 4.2 thereof.

1.2 ふん尿等処理装置の説明

Description of comminuter:

ふん尿等処理装置の型式

Type of comminuter

製造者の名称

Name of manufacturer

消毒後の汚水は、次の基準に適合している。

Standard of sewage after disinfection

1.3 ふん尿等貯留タンク設備の説明

Description of holding tank equipment:

ふん尿等貯留タンクの容積

Total capacity of the holding tank m³

位置

Location

1.4 受入施設に汚水を排水するための管であつて標準排出連結具を取付けたもの

A pipeline for the discharge of sewage to a reception facility, fitted with a standard shore connection

2 当該船舶が条約附属書Ⅳ第4規則に基づいて検査されたこと

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 4 of Annex IV of the Convention.

3 検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書Ⅳに定める関係要件に適合していること。

That the survey shows that the structure, equipment, systems, fittings, arrangements and material of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of Annex IV of the Convention.

この証書は、条約附属書Ⅳ第4規則の規定による検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。

This Certificate is valid until

subject to surveys in accordance with regulation 4 of Annex IV of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日:

Completion date of survey on which this Certificate is based:

.....において発給した。

(証書の発給場所)

Issued at
 (Place of issue of Certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

条約附属書IV第8.3規則を適用する場合における5年未満の期限について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the Certificate if valid for less than 5 years where regulation 8.3.applies

この船舶は、条約の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書IV第8.3規則の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。
 The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 8.3 of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until

場 所

Place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

更新検査が完了し、条約附属書IV第8.4規則の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation 8.4 applies

この船舶は、条約の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書IV第8.4規則の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 8.4 of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until

場 所

Place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 (印章)

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書IV第8.5規則又は第8.6規則の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the Certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation 8.5 or 8.6 applies

この証書は、条約附属書IV第8.5規則又は第8.6規則に従つて.....まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation 8.5 or 8.6 of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until

場 所

Place:

日 付

Date:

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長

地方運輸局運輸支局海事事務所長 (印章)
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

第十二号の四様式（第二十六条関係）

番 号 第 号
Certificate No.

国際水バラスト管理証書
INTERNATIONAL BALLAST WATER MANAGEMENT CERTIFICATE



日本国
JAPAN

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（以下「条約」という。）の規定に基づいて、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

建造日

Date of Construction

水バラスト容積（立方メートル）

Ballast Water Capacity (in cubic metres)

水バラスト管理に用いる方法の詳細

Details of Ballast Water Management Method(s) Used

水バラスト管理に用いる方法

Method of Ballast Water Management used

設置日（該当する場合）（年／月／日）

Date Installed (if applicable) (dd/mm/yyyy)

製造者名（該当する場合）

Name of manufacturer (if applicable)

この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、

The principal Ballast Water Management method(s) employed on this ship is/are :

D—1規則に従う。

☐ in accordance with regulation D—1

D—2規則に従う。

☐ in accordance with regulation D—2

(記述)

(describe)

この船舶は、D—4規則に従う。

☐ the ship is subject to regulation D—4

.....規則に従うその他の手法である。

☐ other approach in accordance with regulation

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1. この船舶が、条約附属書E—1規則の規定により検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation E—1 of the Annex to the Convention ; and

2. 検査の結果、この船舶の水バラスト管理が条約附属書E—1規則の規定に適合していること。

That the survey shows that Ballast Water Management on the ship complies with the Annex to the Convention.

この証書は、条約附属書E—1規則の規定による検査が行われることを条件として.....
.....まで効力を有する。

This certificate is valid until.....subject to surveys in accordance with regulation E—1 of the Annex to the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of the survey on which this certificate is based :

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日付)

.....
(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEY(S)

条約附属書E—1規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation E—1 of the Annex to the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention :

年次検査

Annual survey :

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査

Annual survey / Intermediate survey :

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査

Annual survey / Intermediate survey :

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査

Annual survey :

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書E—5規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

ANNUAL/INTERMEDIATE SURVEY IN ACCORDANCE WITH REGULATION E—5.8.3

条約附属書E—5規則8.3の規定に基づく年次検査／中間検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation E—5.8.3 of the Annex to the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention :

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書E—5規則3の規定を適用する場合における5年未満の期間について

発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN 5

YEARS WHERE REGULATION E—5.3 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書E—5規則3の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention and this Certificate shall, in accordance with regulation E—5.3 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until.....

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

更新検査が完了し、条約附属書E—5規則4の規定を適用する場合における裏書

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN COMPLETED

AND REGULATION E—5.4 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書E—5規則4の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation E—5.4 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until.....

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書E—5規則5又は6の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL

REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE

REGULATION E—5.5 OR E—5.6 APPLIES

この証書は、条約附属書E—5規則5又は6の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with regulation E—5.5 or E—5.6 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until.....

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書E—5規則8の規定を適用する場合における検査基準日を
繰り上げるための裏書

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE WHERE
REGULATION E—5.8 APPLIES

条約附属書E—5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation E—5.8 of the Annex to the Convention the new
Anniversary date is

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

条約附属書E—5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation E—5.8 of the Annex to the Convention the new
Anniversary date is

場所

Place :

日付

Date :

地 方 運 輸 局 長

運 輸 監 理 部 長

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長

地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長

運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)

地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長

沖 縄 総 合 事 務 局 長

運 輸 事 務 所 長

第十二号の五様式(第二十六条関係)

番号 第 号

Certificate No.

国際大気汚染防止証書

INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国

JAPAN

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

- 1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則に基づいて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention; and

- 2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書VIに定める関係要件に適合していること。

That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of survey on which this certificate is based ;

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、
まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys in accordance with
 regulation 5 of Annex VI of the Convention

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書

Endorsement for annual and intermediate surveys

この証書は、この船舶が、条約附属書VI第5規則の規定により要求される検査において、
 同附属書の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation 5 of Annex VI of the
 Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of that Annex :

年次検査

場 所

Annual survey :

place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査

場 所

Annual / Intermediate survey :

place :

日 付

Date :

	地 方 運 輸 局 長 運 輸 監 理 部 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長 運 輸 事 務 所 長	(印章)
年次検査／中間検査 Annual／Intermediate survey :	場 所 place : 日 付 Date :	
	地 方 運 輸 局 長 運 輸 監 理 部 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長 運 輸 事 務 所 長	(印章)
年次検査 Annual survey :	場 所 place : 日 付 Date :	
	地 方 運 輸 局 長 運 輸 監 理 部 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長 運 輸 事 務 所 長	(印章)

条約附属書VI第9規則8. 3の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual／intermediate survey in accordance with regulation 9.8.3

条約附属書VI第9規則8. 3の規定に基づく年次検査又は中間検査において、この船舶が同附属書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual／intermediate survey in accordance with regulation 9.8.3 of Annex VI of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of that Annex :

場 所
 Place :
 日 付
 date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書VI第9規則3を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation 9.3 applies

この船舶は、附属書の関係規定に適合していることが認められる。よって、この証書は、同条約附属書VI第9規則3の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.3 of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until.....

場 所

Place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

更新検査が完了し、条約附属書VI第9規則4の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation 9.4 applies

この船舶は、附属書関係規定に適合していることが認められる。よって、この証書は、同条約附属書VI第9規則4の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.4 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until.....

場 所

Place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書VI第9規則5又は第9規則6の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation 9.5 or 9.6 applies

この証書は、条約附属書VI第9規則5又は第9規則6の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation 9.5 or 9.6 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until.....

場 所

Place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書VI第9規則8の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げる裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where regulation 9.8 applies

条約附属書VI第9規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is.....

場 所

Place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長
 運 輸 監 理 部 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長
 運 輸 事 務 所 長

(印章)

条約附属書VI第9規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is.....

場 所

Place :

日 付

Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

国際大気汚染防止証書の追補

SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

(IAPP証書)

(IAPP CERTIFICATE)

構造及び設備に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

注釈

Notes :

- 1 この記録は、IAPP証書に常に添付しておく。IAPP証書は、いかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record shall be permanently attached to the IAPP Certificate. The IAPP Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
- 2 The Record shall be at least in English, French or Spanish If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「—」を、記入する。
- 3 Entries in boxes shall be made by inserting either a cross(x) for the answer "yes" and "applicable" or a (—) for the answers "no" and "not applicable" as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
- 4 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1. 船舶の要目

Particulars of ship

1. 1 船名

Name of ship.....

1. 2 国際海事機関船舶識別番号

IMO number.....

1. 3 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction

.....

1. 4 船の長さ

Length(L)metres.....

2. 船舶からの大気汚染に係る排出の規制

Control of emissions from ships

2. 1 オゾン層破壊物質(第12規則)

Ozone - depleting substances(regulation 12)

2. 1. 1 オゾン層破壊物質(ハイドロクロロフルオロカーボンを除く。)を含んでいる次に掲げる消火装置その他の装置及び設備であつて、2005年5月19日以前に設置されたものは、引き続き使用することができる。

The following fire - extinguishing systems, other systems and equipment containing ozone - depleting substances, other than hydrochlorofluorocarbons(HCFCs), installed before 19 May 2005 may continue in service :

装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance

2. 1. 2 2020年1月1日前に搭載された、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFCs)を含む次の装置は、引き続き使用することができる。

The following systems containing HCFCs installed before 1 January 2020 may continue in service :

装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance

2. 2 窒素酸化物(NO_x)(第13規則)Nitrogen oxides(NO_x)(regulation 13)

2. 2. 1 船舶に設置された次の原動機は、以下のとおり、第13規則の要件に従う。

The following marine diesel engines installed on this ship are in accordance with the requirements of regulation 13, as indicated :

適用される条約附属書VI規則 (NTC=窒素酸化物技術規則2008) (AM=基準適合改造) Applicable regulation of MARPOL Annex VI (NTC=NOx Technical Code 2008) (AM=Approved Method)		原動機 #1 Engine #1	原動機 #2 Engine #2	原動機 #3 Engine #3	原動機 #4 Engine #4	原動機 #5 Engine #5	原動機 #6 Engine #6
1	原動機製作者等及び原動機 の型式 Manufacturer and model						
2	製造番号 Serial number						
3	使用形態(適用可能なサイク ル—NTC3.2) Use (applicable application cycle(s)—NTC3.2)						
4	定格出力(kW) (NTC1.3.11) Rated power (kW) (NTC 1.3. 11)						
5	定格回転速度 (rpm) (NTC 1. 3.12) Rated speed (rpm) (NTC 1. 3.12)						
6	第13規則1.1.2に基づく適用 除外 (2000年1月1日以降の同一型 式原動機導入) Identical engine installed ≥ 1/1/2000 exempted by 13.1.1.2	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7	第13規則1.1.2による同一型 式原動機の設定年月日 Identical engine installation date (dd/mm/yyyy) as per 13.1.1.2						
8a	主要な改 造を行っ た年月日	第13規則2.1.1及 び第13規則2.2 13.2.1.1&13.2.2					
8b	Major Conver - sion (dd/mm	第13規則2.1.2及 び第13規則2.3 13.2.1.2&13.2.3					
8c	/yyyy)	第13規則2.1.3及 び第13規則2.3 13.2.1.3&13.2.3					

14		適用不可能 not applicable	☐	☐	☐	☐	☐	☐
----	--	-------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

* 基準適合改造プロセスに係る2014年のガイドライン (決議MEPC. 243 (66)) 参照

Refer to the 2014 Guidelines on the approved method process (resolution MEPC. 243 (66)).

2. 3 硫黄酸化物(SO_x)及び粒子状物質(第14規則)

Sulphur oxides (SO_x) and particulate matter (regulation 14)

2. 3. 1 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域外を運航する場合には、

When the ship operates outside of an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses :

- . 1 硫黄分の濃度が0.50%_{m/m}以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は

fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.50% _{m/m}, and / or☐

- . 2 0.50%_{m/m}以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくともSO_x放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2. 6の表に記載された同等物を使用する。

an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SO_x emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.50% _{m/m}.....☐

2. 3. 2 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

When the ship operates inside an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses :

- . 1 硫黄分の濃度が0.10%_{m/m}以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は

fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.10% _{m/m}, and/or☐

- . 2 0.10%_{m/m}以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくともSO_x放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2. 6の表に記載された同等物を使用する。

an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SO_x emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.10% _{m/m}.....☐

2. 3. 3 第4規則1により承認され、2. 6の表に記載された同等物を設置しない船舶にあつては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は0.50%_{m/m}以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。

For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance

with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes.....☐

2. 3. 4 船舶には、第14規則10又は11に基づき、燃料油を採取する位置が指定されている。

The ship is fitted with designated sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11.....☐

2. 3. 5 第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。

In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship.....☐

2. 4 揮発性有機化合物質(VOCs)(第15規則)

Volatile organic compounds(VOCs)(regulation 15)

2. 4. 1 このタンカーは、MSC/Circ.585に従って承認された揮発性物質放出防止設備を有している。

The tanker has a vapour collection system installed and approved in accordance with MSC/Circ.585.....☐

2. 4. 2. 1 原油タンカーについて、承認された揮発性物質放出防止措置手引書を備えている。

For a tanker carrying crude oil, there is an approved VOC management Plan☐

2. 4. 2. 2 揮発性物質放出防止措置手引書の承認番号

VOC management Plan approval reference :

2. 5 船上焼却炉(第16規則)

Shipboard incineration(regulation 16)

船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備

The ship has an incinerator :

- . 1 2000年1月1日以後に設置され、次の基準に適合している。

installed on or after 1 January 2000 that complies with :

- . 1 改正された決議MEPC.76(40)

resolution MEPC.76(40), as amended*.....☐

- . 2 決議MEPC.244(66)

resolution MEPC.244(66).....☐

- . 2 2000年1月1日前に設置され、次の基準に適合している。

installed before 1 January 2000 that complies with :

- . 1 改正された決議MEPC.59(33)

resolution MEPC.59(33), as amended** ☐

. 2 改正された決議MEPC.76(40)

resolution MEPC.76(40), as amended* ☐

* 決議MEPC.93(45)により改正

As amended by resolution MEPC.93(45).

** 決議MEPC.92(45)により改正

As amended by resolution MEPC.92(45).

2. 6 同等物(第4規則)

Equivalent(s)(regulation 4)

この船舶は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具若しくは装置、代替燃料油又は遵守の方法その他の手続きをこの附属書の要求するものの代替物として使用することを認められている。

The ship has been allowed to use the following fitting material, appliance or apparatus to be fitted in a ship or other procedures, alternative fuel oils, or compliance methods used as an alternative to that required by this Annex :

装置又は設備 System or equipment	使用されている同等物 Equivalent used	承認番号 Approval reference

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

第十三号様式（第二十七条関係）（昭61運令40・平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9
運令83・平14国交令98・平15国交令93・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国
交令20・令2国交令98・一部改正）

国際海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		用 途	
総 ト ン 数		載貨重量トン数	
航 行 す る 海 域		最大搭 載 人 員	
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域の別を記載すること。

第十四号様式（第二十九条関係）（平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14
国交令98・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・令2国交令98・一部
改正）

海洋汚染等防止証書等再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
証書等の種類及び番号			
証書等の有効期間			
証書等の交付年月日			
証 書 等 の 交 付 者			
再交付を受けようとする理由			
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 海洋汚染等防止検査手帳の再交付を受ける場合にあつては、証書等の有効期間の欄は、抹消すること。

第十五号様式（第三十条関係）

第十五号様式（第三十条関係）（平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14国
交令98・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・令2国交令98・一部改
正）

海洋汚染等防止証書等書換申請書

年 月 日

殿

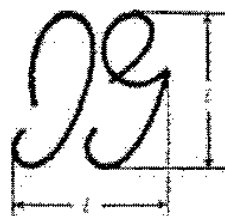
氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名		船 舶 番 号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
証書の種類及び番号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		
備 考			

- （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。

第十六号様式（第三十三条関係）



l は、4ミリメートル以上とする。

第十七号様式（第三十三条関係）

第十七号様式（第三十三条関係）（平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14
 国交令98・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・令2国交令98・一部
 改正）

予備検査合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
 並びに法人にあつては
 その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第33条第2項の規定により、次のとおり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	

- （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。

第十八号様式（第三十三条関係）（昭59運令18・平元運令24・平14国交令79・平16国交令93・平18国交令30・一部改正）

予備検査合格証明書

第 号

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	
上記物件は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条第3項の規定による検査に合格したことを証明する。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長 図	

第十九号様式（第三十三条関係）

第十九号様式（第三十三条関係）（平元運令24・平4運令30・平6運令12・平9運令83・平14
 国交令98・平16国交令93・平22国交令37・平24国交令91・令元国交令20・令2国交令98・一部
 改正）

予備検査合格証明書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
 並びに法人にあつては
 その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第33条第3項の規定により、次のとおり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
予備検査合格証明書の番号及び交付年月日	
再交付を受けようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 予備検査の種類欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。

第二十号様式（第四十五条関係）（平元運令24・平6運令12・平9運令83・一部改正、平16国
交令6・旧第二十一号様式繰上、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

手 数 料 納 付 書

年 月 日

殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

記

- 1 申請事項
- 2 金 額
- 3 備 考

収 入
印 紙

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。